

## 平成15年度第4回長野県公共事業評価監視委員会議事録

日 時：平成15年10月27日(月)10時00分～

場 所：メルパルク 3F 白鳳

出席委員 9名(欠席委員：井出委員、大澤委員、保母委員、宮坂委員)

1 開 会 (司 会)	土木部長の小市からあいさつを申し上げます。
2 挨 拶	
小市土木部長	<p>おはようございます。本来でございますと県の公共事業再評価委員会の阿部副知事がまいりまして、ご挨拶申し上げるところでございますが、今日、他の用もありまして出席ができません。私は土木部長の小市正英でございますが、私の方から一言ご挨拶をさせていただきます。</p> <p>野口委員長さんをはじめ各委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、この委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>今回は第4回委員会でございますが、第2回、第3回委員会におきましては、7つの事業につきまして現地調査をいただきました。その調査した事業のうち、ダム事業を除きましてはご審議をいただき、ひとつの方向性を出していただいたところでございますが、この審議の過程におきまして、全体的なことといたしましては、特に危険な土地などの開発規制の必要性、さらには個別の事業につきましては、過去の災害履歴の整理によりまして今後の事業に活かしていくというようなこと、さらには行政と住民との協働による整備の推進などのご意見をいただいていたところでございます。</p> <p>今回の委員会におきましては、前回に引き続きまして下諏訪ダム、浅川ダムなどのダム事業8箇所につきまして、また引き続きまだ未審議の40事業につきましてご審議をいただくこととしておりますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>今回も前回と同様、今日明日と2日間にわたってのご審議でございますが、よろしく願いいたします。委員の皆様方には大変お忙しいところではございますが、また貴重なご意見をいただきまして、よりよい公共事業に努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
司会	続きまして、野口委員長さんにご挨拶をお願いいたします。

野口委員長	<p>第4回長野県公共事業評価監視委員会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様におかれましては、特に今回は平日の2日をつぶすということで、日程上大変ご無理を申し上げましたけれども、ご多忙のところ、ご遠路ご参加いただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>今お話にもありましたように、本年度はすでにモデル的な事業として7事業について現地調査を行っていただき、また熱心な討議をいただきました。その中でダムを除く5事業につきましては、あらかたこの方向でいいたろうという、一応結論をいただいております。前回、この下諏訪、浅川のダムにつきましては、いろいろご議論いただいている途中ではありましたが、時間の関係で十分議論を尽くすことができませんでした。それで、今日はその2つのダムを含め、残りのあと6ダム事業、さらには48事業、これだけのものが残っております。2日間みっちり審議をいただいて、その間にある程度の方向性が出せればというふうに思っております。大変、長時間に渡るご討議でお疲れになるかと思いますが、なにとぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
司会	<p>ありがとうございました。本日の委員の皆様のご出席についてでございますが、梶山委員さんにつきましては午後からお見えになりますので、よろしくお願い致します。なお、井出委員さん、大澤委員さん、保母委員さん、宮坂委員さんについては、ご都合によりましてご欠席ということでご報告させていただきます。それでは議事の方につきましては委員長さんの方でよろしくお願いいたします。</p>
野口委員長	<p>それでは議事に入ります前に、長野県公共事業評価監視委員会運営要領の第4に基づきまして、議事録署名委員をご指名することになっておりますが、今回は高橋彦芳委員、中嶋委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速、議事の(1)の長野県公共事業再評価案の審議に入りたいと思いますが、その前に第2回、第3回、つまり前回と前々会の委員会審議の取りまとめ、それから長野県でお住まいでない方は十分ご承知でないと思うんですけども、この間ダム問題を含めまして、県議会でいろいろ審議されております。そこでマスコミ等でもいろいろと少し取り上げられた問題がありますので、どういったことが問題になっているのかということもかいつまんでご報告いただいて、のちの討論の参考というふうに考えております。そこでもう一度繰り返しますと、第2回、第3回</p>

	<p>委員会の審議事項の取りまとめと9月県会の審議状況、これにつきまして事務局から報告をお願いいたします。</p>
<p>北沢技術管理室長</p>	<p>事務局の技術管理室長の北沢陽二郎でございます。お手元に、「平成15年度第2回評価監視委員会審議の個別事業の意見」というペーパーが付いているかと思えます。それをご覧いただきまして、今、委員長さんからご説明がありましたとおり、8月28日に現地を見ていただいて、翌日も砥川を見ていただいたわけですが、その翌日8月29日にご審議いただいたものを取りまとめ、またさらには各委員さんの方へ送付いたしまして、内容についてご意見いただいた結果でございます。</p> <p>まず、8月28日に現地を見ていただきました「都市公園事業 烏川溪谷緑地」でございますが、県(案)は中止でございますが、県(案)のとおり事業を中止されたい。番目のその意見としましては、平成14年度に公共事業のあり方についてというご提言をいただきましたので、それに基づき行政と住民との協働による森づくりとして、ボランティア、NPO、子供達等を含めて明るい森に育てるようにされたいという意見をいただきました。</p> <p>2箇所目でございますが、「県営林道開設事業 長谷高遠線」でございますが、これも県(案)により事業を進められたい。個別内容でございますが、森林整備に役立つ林道事業のモデルとして各林業家との対話、連携を図り森林整備を進められたい。また、林道と森林整備の進捗状況の情報提供に努められたいと意見をいただきました。</p> <p>3箇所目ですが、「広域基幹河川改修事業 (一) 浦野川」、これも県(案)により事業を進められたいということで、個別意見とすれば過去の災害、氾濫記録を整理し、今後の事業を進める優先順位等に反映し、地域住民への説明責任を果たされたい。また、過去の災害履歴を情報提供することにより民間等の開発行為の抑制を図られたい。河川内の立木の管理等、河川の整備とともに維持管理にも十分留意されたいと意見をいただきました。</p> <p>4箇所目ですが、「下諏訪ダム建設事業 (一) 砥川の下諏訪ダム」でございますが、過去の災害、氾濫記録を整理し、今後の事業を進める優先順位等に反映し、地域住民への説明責任を果たされたい。さらにはダムによらない対策について、現在の方針の資料を示されたい。それらを参考にして判断されたいという意見をいただきました。</p> <p>次のペーパーでございますが、第3回、これは9月28日に現地を調査していただきました。1箇所目の「道路改築工事 国道</p>

406号 茂菅～百瀬バイパス」ですが、これは県案（計画変更）により事業を進められたいという意見をいただきました。これについて周辺の開発に伴いまして、過大な投資になっているのではないかというご意見いただきましたけれども、これらは共通事項として表現させていただきます。

2番目の流域下水道事業ですが、「千曲川流域下水道 下流処理区」は、平成15年度に進めている全体計画の見直しを行っておりますので、それが出たあと平成16年度に評価監視委員会に諮ることを前提に、県案（見直して継続）により下水道事業を進められたい、という意見をいただきました。特にですが、見直しにあたっては、人口伸び率の実態、工場排水の取り扱い等に配慮されたいという意見をいただきました。

3箇所目ですが、「下諏訪ダム建設事業（一）砥川、浅川ダム建設事業（一）浅川」ですが、それぞれ、委員長さんのご指示によりまして、各委員さんに意見のアンケートと言いますか、ご意見をいただいた取りまとめ結果によりまして、基本的には異論がないということをお願いしましたので、各委員は県案について基本的には異論は無いが、河川改修及び流域対策事業について、さらに、県の考え方を検討したうえで次回判断をまとめたいという意見をいただきました。

続きまして資料-1でございますが、長野県9月県会における質疑の要旨でございます。このうちの浅川、下諏訪ダム関連でございますが。対策全般に関することといたしましては、河川改修及び流域対策の完了目標についてご質問をいただきまして、県の回答は河川改修を10年、流域対策を20～30年の目標と考えていると。2番目は、基本高水に対する河川改修と流域対策の流量配分についてでございますが、基本高水は河川改修で8割、流域対策で2割とするという回答でございます。さらには浅川の基本高水については、現在のところ $450\text{ m}^3/\text{s}$ として対策を進めていますが、検討委員会の答申に沿って再検証を行うというように答えております。

流域対策についてですが、流域対策の担当部署及び実施方策として、流域対策としてのため池、水田は河川法の対象でないため、農政サイドと調整しながら、河川管理者として事業を進めるにあたり、制度、手続き、法指定等を考えていくと答えております。浅川の流域対策の内訳ですが、流域対策は $450\text{ m}^3/\text{s}$ のうち、 $90\text{ m}^3/\text{s}$ でございますが、その内訳はため池が $20\text{ m}^3/\text{s}$ 、水田は $5\text{ m}^3/\text{s}$ 、遊水地が $65\text{ m}^3/\text{s}$ 、計 $90\text{ m}^3/\text{s}$ の内訳でござ

	<p>います。流域対策案については、流域協議会や長野市の意見を聞く中で、河川管理者としてより良いものとしていくと答えております。</p> <p>河道内遊水地ですが、河道内遊水地と砂防堰堤の違いというご質問がありまして、河道内遊水地は、砂防堰堤と似ているが、治水機能を持った構造物であり、それぞれの施設については、対策を行ううえで機能的にすみ分けていくという回答をしております。以上、要旨でございます。</p>
野口委員長	<p>はい、ありがとうございます。今、お聞き及びのとおりでございますけれども、ちょっと分けてご質問、ご意見がありましたらお聞きしたいと思います。</p> <p>まずひとつは、第2回と第3回のこの委員会の審議の取りまとめでございますけれども、これについていかがでしょうか、何か間違い、あるいは正すべきところはあるでしょうか。これは今日初めて、前に確か。</p>
北沢技術管理室長	<p>前に各委員さんに郵送させていただいて、20日までにご意見をいただきたいとさせていただきましたが、今のところ意見はいただいております。</p>
野口委員長	<p>という経緯ですので、皆さん方一度お目通しはいただいているかと思うんですが、第2回、第3回の取りまとめ、よろしゅうございませうか。今、その途中のご説明にもありましたように、いくらか個別だけじゃなくて全体に関わるような、例えば災害履歴の問題とか、こういったことは最終的な提言の中にまた取り込ませていただくということも一応ありますので、その辺もお含みの上で。それでは第2回、第3回の委員会の審議内容につきましては、ご了承いただいたということにさせていただきたいと思っております。</p> <p>それではもう1点の、これは皆さん方、ご承知の方もご承知でない方もあるかと思うんですが、9月の県会で、今ご説明がありましたように、いくつかの論点が議論されております。これにつきまして何かご質問等おありでしょうか。これは初めての方もおられると思うんですが、対策全般、流域対策、それから河道内遊水地の問題。</p> <p>ちょっとこの中の浅川の基本高水についてということで、検討委員会の答申に沿って再検証を行うという、これはどのような意図でしょうか。</p>
小市土木部長	<p>実は浅川も砥川もそうなんですが、検討委員会の答申の中に、基本高水につきましてはさらに雨量資料、流量資料を精</p>

	<p>査と言いますか、さらに観測を続けて追加することによりまして、基本高水について再検討を行うという答申の内容がございました。それを受けまして、県の方針といたしましても、浅川につきましても砥川につきましても、すでに雨量観測所、流量観測所の増設をいたしまして、新たに観測の開始をしております。そういうこともございまして、過去のデータで流量解析の結果、浅川につきましては基本高水450t、砥川につきましては280tという流量を定めて検討してきた経過がございますが、そういう答申を受けまして、新たな観測施設の増設等を含めて観測資料をさらに追加をして、高水がどうなるのかというようなことを県としても再度検証していくということにしております。</p> <p>これにはかなり期間が必要でありまして、少なくとも最低5年は必要であろうということで、5年の間にかなり大きな水が出て、今までの検討結果にさらに影響が出るような、そういう大きな水が出るのかどうかというような気象状況もございまして、少なくとも5年間というのは必要であるというような基本的な考えを持っております。そんな5年間の出水状況等も踏まえまして、その状況によって検討をさらに進めていきたいということでございます。</p>
野口委員長	はい、ありがとうございました。いかがでしょうかね。
岡本委員	<p>今、土木部長がおっしゃったとおりなんですけれども、ちょっと補足しておかないとたぶん、県会議員さん、あるいはマスコミの方も含めて誤解があると思うので。まず、450という数字を出すとき、まず3段階あるわけです。ひとつは例えば50年洪水、50年に1回ぐらいの危険率と言いますか、安全率を取るのか、100年を取るのかという、この問題がございまして。これは行政がある意味で地域の流域の被害物件等々を、想定される損害等々を考えて、その50にするのか100にするのか。例えば日本の大川川であれば200とかいうようにやります。</p> <p>次はそれでは100年なら100年、50年なら50年の洪水というのは、いったいどのぐらいの水位になるのかというのが基本になるんですが。考えてみれば分かるんですけれども、例えば50年としましても、統計学の先生などにいつも突っ込まれるわけなんですけれども、50年の確率評価しようと思ったら少なくとも数倍、おそらく300年か500年、できれば7、800年以上のデータがなければ正確な評価はできない。つまり、サイコロをいかさまかどうが見破るのに6分の1だから、6回振ったら1が1回出ればいいサイコロで、2回出たら、3回出たらいいんちきだ</p>

と言い切れないのと同じように、まずここは非常に矛盾があって、50分の1というだけけれども、実際にそれでは何年のデータでそれが言えるかと言えば、統計学的に言えば、宇沢先生なんかもいらっしゃるんですが、おそらく数百年要すると。ところがそういうデータが日本ではあり得ない。世界的にもあり得ません。

そこで、実はどうしているかという、その場合に国土交通省を中心にして、日本では公共事業をこれの前提として行うわけですから、行政の整合性と公平性を確保するために、まず、50年とか100年という評価はこういう方法でやりますという方式を、現代科学の及ぶ範囲内でこれが一番もっともらしいプロバブルであるという方式を決めています。ところが、それが分れば機械的に決まるかといえば、実は流量そのもののデータよりも降雨のデータが長いので、実際にまず降雨の方をそういう処理をして、50年の、あるいは100年の高水を生み出すような降雨はこれであろうということを決められた方式で決めます。

ところが、そこでまた問題になるわけですが、それが今度実際の河川の流量に変換するところでは、ご存知のように治山、治水がうまくいっているか、流域が乱発によって荒廃しているかどうか等のことで、いわゆる流出の対応というのは変わってまいります。この点が、例えば森林がどうなったらどれだけ流出が変わる、変わらないについては、現代の科学では正確に、定性的には語れますけれども定量的に、例えば540が500になるんだとか、480になるんだということを定量的に語れるまでに至っておりません。

そこで、現在の県の方針のように、極力治山もこれから進めようよと。そういうことで洪水の負荷を少し減らすことを考えようということを検討しようということですが、これに対してはまだ、どうしたらどれだけ減ることになると考えていいかという国土交通省を中心とした国の方針は示されておりません。それではどうするのかということになりますと、少なくとも現在、国の河川行政を預かる国土交通省ないしそのバックにある河川関係の学問の体系を考慮したときには、現在ある、まずある確率の降雨を選び出して、そしてさらにそれからいわゆる流出解析というものを行いまして、流量に換算する。

実はその次がまだありまして、それは流量で出てきますから、我々の関心は水位なんです。高水位であって、高水の流量ではないんで、今度はそれをどう換算するか。これは断面を拡幅すれば水位は下がりますし、というようなことをいくつもの段階を経て

	<p>その結果、しかもその間は全部いわば約束事、フィクションでつないでいますから、自然科学的にここがおかしい、あそこがおかしいと言え、そもそも50分の1、100分の1の確率を推定している方がおかしいということから始まるわけで。そういう公共土木事業なるがゆえの約束事、現代の我々の人知におよぶ範囲内の約束事でやっているということ。</p> <p>ですから、もちろんこれは調べなくていいということではなくて、極力これから観測を続けていくことによって、アカウンタビリティと言いますか、住民の方々を限界的に頂点とする、そういう方々の理解を得やすいようにする意味でこれから調べるのであって、実際にそれでは5年調べたから、10年調べたから、部長がおっしゃったように、うまい雨が当たるかどうか分からないし、来た雨が実は50年洪水でやろうとしているのに、150年、1000年の洪水が来るかもしれない。それが何年の洪水だという評価そのものもまた別の問題として出てまいります。</p> <p>ということですので、あくまでもう一度縮めて言いますと、観測は今後とも続けて、アカウンタビリティを増していかなければならない。と同時に、流域の流出率と言いますか、流出の対応を変えるために極力治山も進めていかなければいけない。また、河川そのものも断面拡幅とか遊水地を作るとか、いろいろな手当てを講じていかなければいけないというような構造になっていますので、そのあたりは特にマスコミの方、市民の方々にご理解を得られるべく、県としても広報方、努めていただきたいと思っております。以上です。</p>
野口委員長	はい、かなり技術的な補足も含めてご説明いただきましたけれども、何か委員の他の先生で、この県会での質疑要旨に関するご質問、ご意見、はい、どうぞ。
中嶋委員	確認なんですけれども。県会の質疑要旨の中で、流域対策を20～30年の目標と考えているというお答えがあるんですが、これは事案ごとに目標が違うというふうな理解でよろしいんですか。一般的に20～30年というと非常に幅が広いんですが。お願いします。
小市土木部長	お答えします。今回ここに書いてございますように、河川改修10年、流域対策20～30年と書いてございますが、前回の委員会でも保母委員さんでしたか、ではどのぐらいの期間で云々というようなご質問もございましたけれども。そのときには、私どもとしては明確にお答えができなかったんでございますけれども。いろいろ検討はしてきた経過がございますが、まずは河川改

	<p>修を先行していこうと。河川改修を先行することによってまず治水安全率を上げると。これはまさに今お話にありましたように、確実に河川の断面とか流下能力を上げることでございますので、それだけ治水安全度が、定量的にきちんとカウントできて、確保できると、そういうことからまず始めようということで、河川改修を砥川、浅川とも10年以内を目処に改修を終わらせよう。</p> <p>流域対策を20～30年としてございますが、これは流域対策もそれぞれの河川ごとに、対策の内容によりまして期間というものも当然変わってくると思います。ただ、私ども浅川、砥川の場合には、今特に、また後ほどご説明があらうかと思いますが。前回浅川、砥川を見ていただきましたが、特に浅川につきましては、ため池であるとか、水田であるとか、または遊水地であるとかそういうようなこと。また河道内外の遊水地というような話も砥川にございますが、そういうような計画を立てましてさらに整備を進めるといときに、計画の熟度を高めるのにかなり調査期間というのが、新たな流域対策でございますので、従来の河川改修と違いまして、そういう期間を要するという。さらには河川改修を進めていくのと流域対策というものの、言うなれば投資の可能性と言いますか、そういうものを含めまして、今回、浅川、砥川両河川につきましては、こういう期間を必要とするというようなことから、できるだけ早くそういうものを進めていくということが安全度の早期向上につながりますのでそういう努力はしてまいります。今の段階でいきますとそのぐらいの期間を目標として進めていきたいということでございます。なかなかこれが流域対策として一般的期間であるのかと言われますと、そうではないんですね。それぞれのケースによって変わってきますが、この場合にはこの期間を目標にしてということですよ。</p>
野口委員長	よろしゅうございますか。
中嶋委員	20～30というのは大変曖昧な言い方ですよ。ということを確認したかったんです。要は、これは事案ごとに、浅川は何年というふうに決まっているわけじゃないということですか。
小市土木部長	できるだけ早くということは前提にございます。流域対策、特に浅川の方でいきますと河道内外のそういう遊水地、調整地がございまして、ため池というのもございまして。また一方では水田というのもあるわけでございますが、それぞれの対策につきましては、かなりいろいろな関係機関との調整とか、調査とかというものに期間を要するものがございまして、できるだけ早く効果が上がる方向から事業化をして、いわゆる対策を講じていきたいと

	<p>思っております。</p> <p>そういう意味で流域対策のメニューの中で、それぞれの施策によってでき上がってくるものが違うものですから、ひとつの幅を持って20～30年にさせていただきました。だから早いものについてはできるだけ早く、その効果が上がるような形で整備をしていきたいというように思っております。</p> <p>その辺は、例えばため池等につきましては、農業施設でございますので、ここにもございますように、現施設の管理者とのいわゆる協議と言いますか、確認と言いますか、さらにはその上に治水機能を付加するというようなその辺のところ。やはりある程度調整期間が必要でございますので、ものによっていろいろ必要な期間が違うものですから、一応20～30の間に、30年までには全部の流域対策を完成させたいと。早いものはもっと早くやりたいということで、一応20～30というような表現をさせていただきました。</p>
野口委員長	<p>中嶋委員ですね、今、県会でこういう回答をしたという、その意図なり意味はどうだということをご質問いただきました。それで、今度この委員会としての審議事項の中にも、ちょっと今ご指摘もありましたように、前回そういうご指摘がありました。つまり完成年次をどうするのだということで、こういった説明がまたあると思いますので、今度は委員会の議論として少し提起していただきたいと。今、県会でのことに対するどういう意味だったのか、どういう内容かということの確認ということでございますので。他にどなたか何か。はい、どうぞ。</p>
宇沢委員	<p>今の岡本さんのおっしゃった点、基本的には賛成ですが、100年に1度の確率とか、50年に1度の確率というのはあまり意味がないんですね。私の理解は、過去100年間に一番大きな水害が起きたときにどのぐらいの水流量で、どの地域でどういう被害が起こったかということを総合的に考えて、どういう対策を取れば大きな被害が起これないで済むかという、一つひとつの河川について、あるいは流域について、個別的にいろいろと判断するときのひとつの目安と言うんでしょうか。</p> <p>今、EUでこの点についての大きな議論が展開されてきています。オランダが、もう5年ぐらい前でしたか、100年に1度というのを50年に1度に変えたんです。その一番大きな理由は、100年に1度だと災害が起こった記憶が人々からなくなってしまふと。50年に1度だと、どこでどういう被害が起きたかということを皆さん記憶に残っていて、そしてそれをもとにして全体</p>

	<p>的な対策を考えようというような目安として使われているという大きな変化がありました。100年に1度というのは、もともとオランダの技師が明治の初めに日本に導入した制度なんですね。本家のオランダでこのような変化が起きているというのは非常に興味深いというふうに思っています。</p>
野口委員長	<p>分かりました。他には何かご質問、ご意見ありますか、この県会の内容につきましては。よろしゅうございましょうか。</p>
宇沢委員	<p>ここにため池が出てきますが、できたら明治の初めからのため池の記録、ため池台帳が今残っていますから、それをもとにすると、例えば浅川の場合ですね、ため池がかつては非常に大きな役割を果たしていたことがわかります。農水省はため池征伐という言葉まで使って、どこかにため池が残っているとそれをつぶしに行く。私は非常にショックを受けたことがあります。おそらく長野県はまだいいのかもしれませんが、例えば四国の北部なんかに行きますと、ため池はかなりもうつぶされてしまっています。また、関東地方で戦後、非常に大きな台風の被害がありましたけど、ほとんどため池のあとが決壊しています。ですからため池の復活というんでしょうか、そういうことも視野に入れていただけたらという感じがします。</p>
野口委員長	<p>はい、他にいかがでしょうか。</p>
高橋彦芳委員	<p>9月県会の、浅川に対する今後の対策で、何をいったい重視しているというふうに土木部はお感じになったのか。一つひとつ項目としてはあるけれども、県会は浅川に対する今後の対策として、どういうところに重点的な見方というか、ポイントをおいて見ているのかということ、土木部としてお感じになっている点をお願いしたいと思います。</p>
小市土木部長	<p>今、県会でいろいろこの浅川、砥川につきまして質問のあった要点についてのお話を申し上げましたが。一番、議会の方でも議論になったのは、河川改修というのはそれなりに従来もやっておりますし、個々としてはその理解は従前からあるんですけども、その流域対策自身の内容について、やはり質問が多かったと思います。</p> <p>特に、例えば浅川の場合には、流域対策に関して、今年の7月に定量化できるものとして、ため池、水田、河道内外の遊水地、調整地というようなメニューで、今ここにございますような流量というものを一応概数でございますが、それぞれの施設で調整をするというような、県の方針を決めたわけでございます。これは、今後さらに精査はするんですけども、そういう県の流域対策に</p>

	<p>対する質問がほとんどでございました。そういう中で、特に遊水地の河道内外というのは、私ども基本的に河川管理者の施設としてきちんと整備していこうと思っておりますが、特にため池、水田は管理者が違います。水田は個人でございますし、ため池は土地改良区であるとか、その他の管理者の持っている施設は果たして、治水施設としてどうなのかということも含めて、やはり流域対策全般に渡っての質問が多かったわけでございます。</p> <p>9月議会ではそういう流域対策に対するそういうものを検証し、なおかつ定量化についての解析に必要な予算というものも、9月補算に計上すべく審議をお願いして、結果的には認めていただきました。ですからその辺の予算審議を含めて、その辺を特にご議論いただきましたが、我々は今回その予算審議の結果を得て、さらにその議会からの質問もありましたその辺のところの定量的なものの位置付けをこれからきちんとしていくということであり、議会としては、その辺が一番議論になったところでございます。</p>
野口委員長	<p>よろしゅうございますか。それでは、今までのところは前回の取りまとめと県会での審議状況の確認ということでございましたが、いよいよ本日の審議事項に入らせていただきます。</p> <p>それで、先ほども触れましたけれども、案件は非常に多くございますので、特に県民の皆さんの関心も高いし、いろいろなところで話題になってきましたこのダムの問題、これを先に議論していただきたいというふうに思っております。それでまず项目的に言えばダム、それからあとは順次、土地改良、林道、都市計画、下水道、道路、河川という順番でそれぞれご説明もいただきながら、またご審議を進めていかせていただくというふうに考えています。</p> <p>それでまずダムですけれども、前回から現地視察もしていただきまして、今、少し議論もありますような下諏訪ダムと浅川ダムの両事業、ここから審議を始めたいと思います。それですでにその内容に一部県会のこととダブって入っておりますけれども、前回宿題になっておりましたのは、河川改修、流域対策、これの完成目標年次はどういうふうに設定しているのだというようなご質問があって、これは一応宿題事項になっておりました。先ほど、一応お答えもいただきましたけど、あれは県会での話ですので、この委員会向けにご説明をお願いしたいというふうに思います。</p>
田中治水・利水対策推進室長	<p>治水・利水対策推進室長の田中幸男でございます。先ほどの土木部長の説明とダブる部分があるかもしれませんが、河川</p>

	<p>改修、流域対策の完成目標年次ということでございますが、浅川、砥川の河川改修事業につきましては、平成16年度、来年度から事業を実施いたしまして、10年間、これは平成25年になりますけれども、25年度で完成させることを目標にしております。</p> <p>流域対策につきましては、最長20年ないし30年としておりますけれども、できるだけ短縮を図ってまいりたいという考えでございます。それから、浅川、砥川以外の7河川、大仏ダムを含んでの7河川でございますけれども、今後、ダムによらない治水対策の原案を早急に作成いたしまして、できるだけ早い時期に流域住民の皆様方に提示するように努めてまいりたいという考え方でございます、以上です。</p>
野口委員長	<p>ほとんど同じ回答になりますが。河川改修、これは一応はっきりと10年という確定的な数字になっておりますが。流域対策に関しては、これは、なかなか長い場合ももちろんあるんでしょうけど、20年だというふうには、20年を目処にと言いましょかね、あくまで完成目標年次なんですけど。20年とか、あるいはちょっと無理で30年とか。という少しははっきりした数字というのは、なかなか、目標であっても出しにくいものなんですかね。場所によっていろいろ違うとか、そのときの状況だとかそういう言い方をすれば、河川改修だって10年で本当にできるのか、10年、20年という言い方にもなりそうな気がしますけれども、その辺はどうなんでしょうか。</p>
田中治水・利水対策推進室長	<p>河川改修につきましては、10年間ということやっていきたいということなんですけれども、流域対策につきましては、現在、河川整備計画へどういう形で位置付けていくか等について、今、詰めている段階でございます。それでそれぞれの事業費につきましても、議会等でのいろいろなお質問の中で、本当におおまかな概算で出したという状況でございます。まだきちんと積み上げた状況まではちょっと今の時点では難しいかなと思っておりまして、先ほど来申し上げているように、遅くも20年、30年の間ではやっていきたいという考え方です。</p>
野口委員長	<p>今の段階では、ちょっとなかなかそれ以上は難しいようでございますけど、中嶋委員、何かそれに対してありますか。</p>
中嶋委員	<p>20～30年というそういう曖昧な言い方だと目標にならないんじゃないですか。その点なんです、私がさっきから言っているのは。ですので、今のところ積み上げでデータがないとかというお話ですので、現在はまだはっきりできないけれども、それが分かった時点でしっかりと目標年次を定めるとか、そういうご回</p>

	<p>答をいただけるのかなと思っていたんですけども。</p>
<p>岡本委員</p>	<p>今の補足質問なんですけれども、流域、例えば河川改修というのは物理的にこういうこと、こういうこととはっきりしているわけですね、遊水地も含めて。ところが流域対策と呼ばれているのは、いったい具体的には、物理的には何を言っているのかということ。それをおっしゃればたぶん20年と切れないとか、30年と切れないということがあると思うんですね。それからもうひとつ、流域対策という言葉は、専門家の間とか、分野では問題ないんですけども、今の宇沢委員のご指摘にもあったように、実はハードで物理的に対応できる部分と、あと水防体制だとか、氾濫地図を作って云々とか、避難体制とか、先生がおっしゃった治水の経験が住民の中で薄れていって等々というような問題は、言わばソフト。物理的な事業としてではなくてソフトの、言わば制度としてと言うんでしょうか、そういうものとして作っていくような話ですね。直接にはこれはおそらく流域対策には含みようもないし、予算措置を講じて、例えば水防団を作っようやるんだということにはならないわけですから。</p> <p>そのあたり、今もう一度元に戻りますと、流域対策というのは具体的に何と何をおっしゃっているのか。また、その場合、完成年度の評価をどういう具合になさるのか。例えば流域的に木を植えるなんていうことになれば、効用を発揮するのは30年後でしょう、50年後でしょうということになれば、流域対策は50年後ですということだって言い得るわけで、そのあたり誤解があるんだと思います、どうぞ。</p>
<p>野口委員長</p>	<p>ちょっとお待ちください。実は岡本先生、この流域対策、河川対策というのは、前回の資料で現地を見ながら一応のご説明はいただいているんです。それで足りなければ、さらにということですけども。ちょっと今日資料お持ちでしょうかね、この15年度第3回長野県公共事業評価監視委員会資料という大きなものの中に、浅川と下諏訪につきまして、一応それなりに詳しくは書いてあります。ちょっと今パッと見たところで、お持ちの方は16ページを見ていただければ、その中に総合的な治水対策というのがあって、これは浅川です。そして、河川改修というのは当然50年確率云々というのが一応ありますが。流域対策には、森林整備から始まって、土地利用規制等10項目ぐらいの項目が一応あります。ここに関して特に、例えば目標との関係で、この辺のところはかなり物理的なんで相当詰まっているけれども、この辺はまだ未着手だったり十分詰まっていないというために、20年と</p>

	<p>か30年とか、例えばそんな話だったらいくらか明解になるかなと思います。はい。</p>
<p>田中治水・利水 対策推進室長</p>	<p>流域対策につきましては、河川改修以外のものを流域対策という位置付けで、例えば遊水地とかそういうものも資料にございますけれども、あるいは森林整備とか、すべて諸々を含めて流域対策と位置付けております。場合によっては、遊水地であるとかそういうものは、本来河川改修と一体になってやるものかもしれませんが、県の仕分けの中ではそういう分け方でしております。</p>
<p>野口委員長</p>	<p>だから例えば、今、森林整備というのは流域対策に入っていますけれども、これについては平成15年度から概ね10年間と、割りと言い切っているわけですね。これは割りと物理的な話なんです。ところが、いろいろ協議事項だとか、人の土地の監視はどうするとか、この辺になってくるとちょっと年度は書いてなくて、その辺のところは20～30年という言い方しか今できないのかなというふうに思ったんですけれども。先ほどの中嶋委員からのご指摘にもあるように、今はまだ詰め切れてないけれども、もうちょっとこれをいろいろと具体的に検討をしていけば、例えば20年を目標だとか、あるいは場合によっては30年とかという言い方になりませんか。</p>
<p>小市土木部長</p>	<p>現時点ではこういう幅のある表現と言いますか、状況でございますが、いろいろ対策の中で、例えば今後調査をしまして、それからまた投資的なことも含めて、これについては何年を完成に今後進めるといようなことが、今後の経過の中で、個別の中のものが見えてくれば、その時点できちんとその目標をさらに決めまして、進めていくような方法はしていきたいと思っています。できるだけ早く、そういう個別のメニューの中でできるものからお示しをして、取り組んでいくということが基本的なスタンスでございます。現状では、ある程度、まだ予備調査の段階でございますので、流域対策全般につきましては一応20～30という幅のある表現をさせていただいておりますが、今お話がありましたようなものにつきましては、当然そんな考え方で進めたいというようには思っております。</p>
<p>野口委員長</p>	<p>よろしゅうございませうか。はい、どうぞ。</p>
<p>宇沢委員</p>	<p>流域対策というと、流域全体の自然とか、人工建造物その他、十分配慮して、同時に住民の人たちの意見なり、お考えを絶えず参考にしながら、その一番住民の同意の得られる、そして財政的にも可能な手段を考えていくというのが流域対策というふうに、</p>

	<p>普通は思います。現在日本で流域対策という国土交通省が使っている言葉は、流域の住民を何とか「説得」して、国土交通省の考えているプランを強行しようという、そういう意図がありありと見えるんですね。</p> <p>特に私、徳島県でこの現状を見て、本当にショックを受けました。これまで、ダム反対の、河道堰反対の運動の中心になっている人たちを集めて、そして流域全体の問題を考えようという動きをしている。そういう人たちを何とか説得して、そして結局、可動堰がいいんだというような地盤づくりに使われているような印象を受けます。流域対策が住民対策のように思えてなりません。長野県で流域対策と使われるときは、当然、本来の意味で使われるというふうに、私は理解しているんですけど、それでよろしいんでしょうか。</p>
野口委員長	いかがでしょうか、それは。
田中治水・利水対策推進室長	<p>今、お話がございましたけれども、長野県では、今回改修原案、流域原案というものを流域協議会という形で、一般の住民の方に参加していただく場で、お示ししていろいろご意見を聞くと。すでに5つの流域協議会を立ち上げておまして、砥川ではもう10回ほど流域協議会を行いました。浅川は5回行いまして、今日もう1回あるんですかね、そんなようなことの中で、いろいろご意見を聞きながら進めているところでございます。以上です。</p>
野口委員長	他には。
小市土木部長	<p>今、宇沢先生からお話ありましたように、私どもの流域対策というのは、総合的に森林整備、各戸貯留とか、いろいろなメニューを、要するに抑制につながるものは、いろいろなことを取り入れてやっていこうということで。これは今、岡本先生からありましたように、定量的ではない対策も含めて、総合的にやっていこうというのが前提でございます。これは新しい考え方として、国の方もそういう抑制も含めて流域対策と言いますか、そういう位置付けをされておりますし、私どもも新たな河川整備計画を、調査に基づきましてこれから国と協議をしていくんですけども、そういうものも含めて、いわゆる定量的なもの以外のものも含めて、総合的に、川に対する治水安全の向上を図るということで位置付けをして、対応をしていきたいと思っております。</p>
野口委員長	<p>ちょっとその件で、今、気が付いたんですけども。先ほど私が指摘しました16ページのこの中で、流域対策が森林整備からずらっとありますが、その中に、例えば住民との関連でいくと、下から2番目に洪水に対する住民意識の向上というのが一応あり</p>

	<p>ますよね。それ以外に、それこそ今ご説明もありました、その流域対策協議会、流域協議会ですか、というようなことによって流域対策を講じるというのは、長野県の場合これはかなり大きなポイントなんですよね。というような項目はこういうところには入れない、ちょっと質が違うんでしょうか。何かそれがあった方がというような気もちょっとしますが。つまり、ここにはかなりものの話で、あと住民は意識の向上というようなことで、今、宇沢先生がご指摘されたような、住民がこれにどう関わるんだというようなことと言えば、それこそ対策協議会というのは、かなり長野県の場合には大きな位置付けになさっていると思うんですけど。そういうのは、こういうところにはちょっと入れにくい話なんですかね。資料、お分かりでしょうか。要するに総合的な治水対策があって、前回のこの大きな資料で私は申し上げているんですが。今そこにありませんか。</p>
北沢技術管理室長	<p>前回、資料として、流域協議会の発足についてということで資料をお渡ししてございます。その中で、ちょっと今のご質問の関係では、あくまで県が原案を作りまして、それを住民の皆様方、その流域協議会の場で見ていただく中にご審議と言いますか、意見を聞くと。そしてまたさらに、県の方へ提言と言いますか、意見と言いますか、そういった形で戻していただいて、最終的には県で決めたいというスタンスであります。</p>
野口委員長	<p>だから、ここに挙げてあるような項目と、流域協議会とは言ってみれば異質で。</p>
岡本委員	<p>いや、今の委員長のことでしたら16ページの表で言いますと、この総合的な治水対策というのが一番左に出てきますね。これの右側に総合的な治水対策、その他に利水もあるわけですが。それから自然保護、漁業の人もいます。そういうこと、河川全般についての流域住民の意見を聞くということのキャッチボールがあって、だからこちら側に計画段階に対する、あるいは施行に関する意見聴取ということで、こちら側にもうひとつあればよろしいので。治水対策そのものはこの右にあるようなことという具合に、たぶん県はやられているんだと思いますが。</p>
野口委員長	<p>ですから要するに、全体的な対策ですよね。要するにダムによらない、そうすると河川対策から流域対策までであると。流域対策の中にはかなり物理的な山の整備とかそういうこともあるし、人的な組織化によって、住民と一緒に対策を講じていくんだということが結構目玉じゃないかなという気がするんですけど。そのことがちょっとここには出てこないの、何かそういう表現の仕</p>

	<p>方、組み込むようなやり方はないのかなと、ちょっと今思ったんですけれどもね。他の委員の方はどんな具合でしょうか、はい。</p>
向山委員	<p>以前出してもらってある公共事業再評価の中に、評価監視委員会におけるダム建設事業審議スケジュールとあって、全体の枠組みがありますね。そうすると、今言ったように、ダムによらない治水・利水対策を、県の方針を決定して、右側に我々の評価監視委員会の仕事があります。左側に流域協議会等住民意見、あるいは公聴会等住民意見、学識者意見、市町村長等意見と、こういう枠組みがもう示されていますね。ただどこを見ると、これは河川整備計画素案、原案、案、申請ということなんで、質問は、この河川整備計画に流域対策というのも入っていますかというふうに質問を変えればいいんじゃないですか。もし仮にこれも、河川整備計画の中に流域対策も入りますというふうになると、このフローに沿った枠組みが機能をします、あるいはさせますという答えでいいし。ただもしこの中に、これは河川整備であって、流域対策は入りませんというふうになると、今の質問に今度は答えなきゃいけないというふうになると思うんですけれどもね。</p>
小市土木部長	<p>今、河川整備計画というお話がありましたけれども、もちろん河川整備計画の中に私どもが、今回この16ページに示してあります全体的な治水対策として、流域対策、河川改修というのがあられるわけですが。そのうちの流域対策のいわゆる定量化できるメニュー、ですから森林とか各戸貯留とか、そういうものはこの河川整備計画の、河川整備計画というのはいくまでもいわゆる国の認可を得るためのひとつの手続きの位置付けとして河川整備計画というのがあります、この中にはいわゆる流出抑制という、具体的に定量化できる効果のメニューを入れて、基本高水を抑制すると、こういう河川改修と流域対策を含めているわけです。その流域対策のメニューとしては、定量化できるものですので、今言ったそれ以外の抑制対策というのは、具体的にこの河川整備計画には入ってきません。</p>
向山委員	<p>あのね、小市さん、こういう質問でいいんじゃないですか。せっかくこの審議スケジュールというものが皆さんのもう手元にあるわけでしょ。我々の評価監視委員会と、それに対して流域協議会ができましたから、そういった地域の皆さんや専門家の皆さんの意見も聞きながら、こういうフローを進めますというのがあるんで、これに、対象になるのが今言った総合的な治水対策を河川8割、流域対策2割でカバーリングしますということでしょ。この2つとも、すなわち河川対策と流域対策を2つともこのフレー</p>

	<p>ムワークに沿って、フローに沿って審議されていきますという、それがイエスかノーかがまずひとつはっきりすると分かりやすいんじゃないですかね。</p>
小市土木部長	<p>これはそのとおりこのフローに沿って、まさにこの流域協議会等、住民の意見を聞くということを得て、その最終的な計画につなげていくということですね。</p>
向山委員	<p>そうすると委員長、このすでにあるフローに沿って、あとは内容はではどうなのかということが皆さんの質問だと思えますね。</p>
野口委員長	<p>そうなんですけれどもね。審議のフローチャートは、もうそのとおりで結構なんです。私が指摘したのはこの治水対策の体系図という、その体系の中に、つまりどういうふうにしてそういうダムによらない形で対策をやっていくのかという、その体系の中に河川対策もあれば流域対策もあると。そこの中の、ひとつのソフトの部分として、流域対策の部分ですよ。ここについては、流域協議会というのを実際に設けられて、住民とキャッチボールをしながらいろいろな対策をやっていくという。だから単なるものの対策ではなくて、それこそ住民との協働という、先ほど言い方がありましたよね。そこは、かなり大きな長野県の特徴ではないだろうか。そうすると総合対策の中に、そういうのがひとつ入っていてもいいんじゃないかという、ちょっとそういうふうに思ったわけなんです。</p>
岡本委員	<p>今、委員長、そういうことをたぶんおっしゃるだろうと思って、先ほど流域対策は物理的には何と何なんですかということをご質問申し上げたんで。部長がおっしゃっているように、ここでお役人側が使われているのは、河川改修以外の治水対策に寄与するものを流域対策と呼ばれておって、それからたぶん中嶋先生もそうだと思うんですが、委員長は、流域対策という言葉から、常識ある通常の県民が理解するような全般的な構図を。そうすると流域対策を立てるときに、流域協議会等を通じて住民の意見を聴取することも、流域対策の一番重要な目玉ではないかとおっしゃっているわけで。用語の広い意味と狭い意味というところで、たぶん今、齟齬をきたしていると思います。</p>
野口委員長	<p>実は宇沢先生が先ほど海外の事例も含めておっしゃったんで、そこで私は気が付いて、確かにこれはかなり物理的な、あるいは人に関しては、洪水に対する住民意識の向上というレベルで一緒にやっていこうという、そのところがここにはちょっと見えにくいなど。だからせっかく長野県でこれだけのものを作るのならば、そこをドンと打ち出した方がいいんじゃないかなということ</p>

	<p>なんです。</p>
田中治水・利水対策推進室長	<p>体系図、例えば浅川の体系図でもありますけれども、ソフト面での対応ということで、資料16ページの下の方になりますけれども、そういった部分も必要だというように考えております。例えば、洪水に対する住民意識の向上であるとか、あるいは洪水発生時の情報伝達とか、そういった部分でも、ただハードだけではなくて、ソフトについてもやっていく必要があると、そんなふうに考えております。</p>
野口委員長	<p>どうでしょうか今の問題、特に今たまたま浅川の問題とか下諏訪の具体的な話でやったわけですがけれども。これはおそらく一般的な話になるんじゃないかなという気がしますので、これは最終的な提言等のところに、あとで少し議論いただいた上で成案を得たいと思いますけれども、いかがでしょうか。</p>
出席委員一同	<p>了承</p>
野口委員長	<p>では、そういうことでこの今、特に浅川と下諏訪のところについての具体的な流域対策あるいは、河川対策というのは前回からいろいろご説明いただいたり、現地で見させていただいたとおりでございます。今もう一度確認しますと、今議論いただいておりますのは、下諏訪と浅川、この両ダムについてかなり御議論いただいたということで、詰めの議論をさせていただいているつもりでございますけれども。何かその辺でさらにご質問、ご意見はございませんでしょうか、はい。</p>
宇沢委員	<p>私の先ほどの質問、県の方のお答えで了承しました。流域整備とかいう言葉でちょっと気になるんですけど、例えば、今おそらく山で一番危ないのは舗装された道路、スーパー林道とか、砂防ダムもそうですけど、ちょっと雨が降るともう川のように流れるんですね。私も昔、学生を連れて山によく登っていて、何回も遭難しかけたことがあります。ちょっと雨が降ると、ものすごい勢いで川のようになっちゃうんですね。非常に大きな被害をもたらしていると思います。それから、農道もそうですね。舗装したために、保水機能が失われてかなり荒れて、そういう、今ある、例えばコンクリートの建造物を破壊する、壊す、そういうことも含めて整備というものに入るんでしょうか。</p> <p>私、10年ほど前に世界銀行の委嘱で、日本のインフラストラクチャーの建設の歴史を、明治からちょっと整理したことがありました。やたらと整備という言葉が出るんですね。英語は直せないんですね。整備というのはどうもコンストラクションのことで、整備というと格好よく聞こえるんですけど、何かこうだいたいコ</p>

	<p>ンクリートで固めてしまって、自然が破壊されて、それで被害が大きくなっているというところが至るところにあって、それを整備という言葉だといかにもきれいごとで、コンクリート構造物を造ることだけが対象になっていて、そういうのを壊す方も考へに入れていただければと思います。ちょっと行政の方にこういうことをお願いするのは、ちょっと無理かもしれないんですけど、壊すことですね。</p> <p>またオランダの例で恐縮ですけれども、高速道路が都市とか、自然を著しく破壊しているときは、高速道路を中断するとか、あるいは付け替えるということも現在行われています。これはオランダだけでなく、スペインもそうですし。高速道路だけでなく、どうしてもコンクリートの建造物は、非常に大きな災害を起こす原因になるんで。そういうことをやっぱり地元の方々のご意見をできるだけ吸い上げて、それを行政の方が総合的な案にまとめていただくということをお願いしたいと思います。</p> <p>これはこの前申し上げたと思うんですが、高速道路を作ったか、あるいは新幹線を作ったために水が出なくなった、沓掛酒造（上田市）ですけれども、酒づくりで水が出なくなるということは大変なことだと思うんですが、あまり大きな声で文句を言われないんですね。やはりそういうところを、できるだけ吸い上げていくということは必要なんじゃないでしょうか。</p>
野口委員長	<p>はい、ありがとうございます。この委員会でも作り出せば最後まで作るというような考え方に対して、やはり中止だとか、あるいは縮小だとかということもあるということで、いろいろご議論いただいたわけですが、今、さらに進めて、場合によっては壊すことも整備のうちだという、ここまでの議論はちょっと今まではなかったかと思いますが、今回はそのようなところまで踏み込んだ案件はなかったかと思うんですが、これもまた場合によっては、今後のあり方に関しては、そういう考え方も注意すべきだということかと思えます。</p> <p>他に何か、ご意見、ご質問はありますか。そうすると、結論を急ぐわけではありませんけど、このダム事業、特にいろいろ問題になりました浅川、下諏訪、これにつきましては、現地視察から、それから皆さん方の事前の意向聴取、さらに審議も今日で2回目ということを経てきていました。それで、各委員からお寄せいただいた意見も、基本的にこのダムによらない形で流域対策等を講じながらやっていくという県の基本的な方向性、これについては一応賛成をいただいております。そういうことで、流域対策等に</p>

	<p>つきましてはまだ十分詰め切れてない、あるいは目標年次等については何年という確定はしていませんけれども、我々の、おそらくこの委員の役割としては、すべて完了し終わって、それでどうだということになると、かなりこれは技術論も踏まえてということになりますので、その辺は各検討委員会等でやられてきておりますし、さらには住民の意向を聴取しながら協働で対策を講じていくという方向性、このところを我々としてどう判断すればいいかということだろうと思うんです。そういう点で言えば、一応皆さん方のご意見を踏まえれば、とりあえずこの2ダム事業については、中止ということでの再評価案、これについて一応異論なしということになるろうかと思うんですが、そういう結論でよろしゅうございましょうか。</p>
出席委員一同	異議なし
野口委員長	<p>はい、それではそういうことで、この2ダムにつきましては、再評価案どおりという結論にさせていただきます。</p> <p>それで引き続き、あと6ダム事業があります。実は、これは現地は見ておりません。それで考え方については、今も触れましたように、いずれも中止をしながら河川対策や流域対策によって、代替案を執行していこうという考え方であります。ですから基本的な考え方、そして、そこには流域協議会等によって住民の意向を尊重しながらということですので、手法論的には特に問題はないかと思えます。そしてまた皆さん方の事前のご意見でも、ちょっと確認のために資料をお配りしたかと思えますが、今日配布のダムに対する全般的な意見という資料を見ていただけますか。この残りの6ダム等について、皆さん方の意見も踏まえて、あるいはご質問的なこともありましたので、その辺のところに対して事務局の方からご説明をお願いします。</p>
北沢技術管理室長	<p>宮坂委員さんのご質問については、お手元に黄土色の冊子で今日お配りしたかと思えますけれども、これについて、今ある資料にある限りのものは、資料として提出させていただきました。あとそれぞれご意見をいただいておりますけれども、それぞれについては、特にこの中から再度ご質問をいただければ回答したいというように考えておりますので、そんなことでお取り諮りをお願いしたいと思えます。</p>
野口委員長	<p>分かりました。そうしたらこれも大事な問題なので、ちょっといきなり一括というわけにもいかないと思えますので、一つひとつ見てまいりたいと思えます。</p> <p>まず、ダムに対する全般的な意見というのがありまして、あと</p>

	<p>3 ページ目のところから清川ダム、これに対する意見が出ております。ここでは必ずしも、委員は、特に再評価（案）に対する方針に対しては意見なしという方ばかりでございますが、一応そのコメントいただいているのはお3方であります。この中で特に何かお答えしなければいけないことはありませんかね。はい。</p>
宇沢委員	<p>意見を出さなかったんですけど、全般的には先ほど申し上げたように賛成です。ただ、2、3追加していただきたいことがあって、例えばちょっと今手元に、浅川ダムの流域対策の概要図というのがあるんですけど、これは私だけが持っているのかもしれませんが、それには、そこにちょっと見たら30ぐらいのため池が残っているんですね。このため池の名前が、それぞれ素晴らしい名前なんですね。弁天池とかそういうね。そこに何か日本列島にずっと住んできた先祖の志とか、何かこう文化とか、生きざまというのがすごく象徴的に表れている、大変貴重な、私たちににとって歴史的な遺産ですね。この価値は非常に大きいと思うんですね。私はこのダムに限らず、公共事業でそういった、特に長野県に多いと思うんですけど、その非常に長い歴史、何世紀に渡って人々が築き上げた、そして残してくれた歴史的な遺産、それをやはり次の世代に残すことの意味というのは非常に大きいんじゃないでしょうか。</p> <p>ですから、単にダムという、その利便的なことだけでなく、もうちょっと我々の先祖が持って伝えてきた、そういった文化的、歴史的な、人間的と言うんでしょうか、そういう遺産を大事にするということを強調していただきたいという感じがいたします。</p>
野口委員長	<p>はい。これは、今のは特に具体的にいくつものため池と、20いくつでしたか、浅川の地図がありますけれども。他のところはちょっと私もよく見ていないんですが、ため池というのはどうでしたかね。現地を見ていないので、ちょっと。</p>
岡本委員	<p>ちょっとよろしいでしょうか。私は土地改良の人間なので一言申し上げておかなければいけないと思います。</p> <p>まず、宇沢先生がおっしゃったため池、あるいは、例えば更埴市の姨捨の千枚田、これはもう大変な文化遺産であり伝統、我が国の根っこであると、これはそのとおりなんです。と同時に、おそらく高橋村長なんかは一番よくお分かりだろうけれども、これが非常に守りにくくなっているという状況があって、実際には棚田においても耕作放棄は進行している。それからため池も、宇沢先生のさっきの言い方は誤解を招くといけないので補足しておきたいんですけども。農水省を中心にため池征伐という言葉を非</p>

常に使った時代があります。これはどういうことかと言うと、ため池というのは非常に手間がかかるわりに、利水効果と言いますか、水源としてある意味で非常にコストのかかる水源だったと。したがって、もっと大規模な河川からの水利計画で代替しますと、ため池が不要になってよろしいのであるという考え方から、例えば、先生が讃岐の香川県の話をおっしゃいましたけれども、吉野川から阿讃山脈をぶち抜いて水を持ってきて、ため池をいくらかつぶしていくということが行われたのは事実です。しかし、それはため池が邪魔だから取るということではなくて、現代のため池ではあまりにも農民負担が大き過ぎて、農業水利の施設として非常に不経済という、まあ経済尊重の時代ですから、であったということがひとつあったと思います。

それはさておきまして、現在、老災ため池というような事業名目で、もうここ40年以上、農水省は崩れそうなため池の補修を特別な補助事業をかけてずっとやっております。ところがとてもそれでは追いつかない。ですから宇沢先生もご指摘のように、例えば大洪水、地震があったときに必ず老ため池の決壊が起こります。そういう点でむしろ現在のため池が災害を防止する、洪水を防止する機能よりも、むしろ災害を誘発する、誘発するような機能の方が大きくなっているという側面もあって、大変難渋してございます。

実際1か月ぐらい前に、内田和子さんという岡山大学の地理の先生なんですが、「日本のため池」という大きな本を出されまして、その防災機能、全国的な悉皆調査、これは長野県も入っておりますが、これの分析をされました。その成果にもありますけれども、現在のため池に大きな防災機能を期待するには3つの難点がござります。ひとつはこれを守ることがものすごいコストがかかるということです。つまり年々、例えば堤が水ぶくれしてきたときには手当てをするみたいなこともありますけれども。要するに手当てが非常に難しい、しかもだんだん農民が使わなくなっている。農耕を放棄するとため池はいらなくなってくるから。そういうときにため池を、だれがそれを保持していくのか。それはおそらく行政が代替わりして維持せざるを得ないんでしょうけれども。これは例えば公園緑地課が代替して公園に使っている例、これは多々ござります。しかし、それも全国の数からいったら1%もないわけで。こういうような山間僻地の、言わばそういう村落でようやく守ってきたものを、これから公共というか県が代替して、市町村が代替してこれを守っていくということは相当なコス

	<p>ト負担を覚悟しなきゃいけないということがあります。</p> <p>2つ目は、ため池は、これは部長の説明がありましたけれども、本来利水のために造っていますので、結果としてたまたま空き容量があるときには洪水を止めてくれますけれども、満水のときに豪雨があったら、これは全然治水効果はございません。ただ幸いにして、だいたい代かき、田植えのときなどに使いますので、ちょうど洪水、梅雨前線や台風が来る頃には割合空いていることが多くて、これは副次的な、波及的な効果ですけれども、それはかなりあると。これは内田先生の本にも詳細を分析してございますけれども、あります。ただ、その上で17ページの地図をご覧になっても分かるんですけども、流域の中でため池でカットできる面積というのはずいぶん小さい。特に、全面積に均等に降れば、5tカットなんていうことも可能ですが、どうしても集中豪雨的な雨の場合、ため池の流域にうまく引っかかってくれればいいんですが、これはダムによる洪水調節一般に関わるんですけども、なかなかダムで拾えるところ、ため池で拾えるところに降ってくれた雨にしか有効でないというので、見かけよりもそれほど河川に対する治水効果がない場合が多いということも覚悟しておかなければならないというようなことで。</p> <p>そういう意味で言いますと、ため池については私も宇沢先生と同感で、極力これを何とか文化遺産として、産業遺産として残していきたいということと同時に、これには相当なコストがかかるということも覚悟して、これをどのように整理していくかについては、おそらく最終的に県の政策全般の中で、総合的に勘案されなければ。例えば、棚田が一番いい例で、姨捨の全何百haもある、あの棚田を全部守ることは到底不可能です。そうすると結局、今、恵那市で農水省が手がけてやっていますけれども、しょうがないからここはもう諦めようと、棚田をもう森に戻そうと、木を植えようと。ここは現状のものをなるべくやろうと。一部はやはり農家の方の要望もあるから、少し圃場整備と言いますか田んぼを広げると。棚田的な景観を多少壊すわけですがやろうということを、現在、仕分けしています。この仕分けの仕方がいいか悪いかは別にして、要するに限られた予算の中で手当てしていく中で、棚田であれため池であれ治水との関連を含めて、総合的に勘案された上で検討せざるを得ないだろうと。ですから、ここでため池全部を守るとこれぐらいの治水効果があるよということには、単純にいかないだろうというふうに思います。以上です。</p>
宇沢委員	専門の岡本さんに反論するわけじゃないんですけど、ちょっと

一言だけ。ため池征伐という言葉は、農水省の役人が使っていたんですけれどもね、農民を馬鹿にして、自然を侮蔑したとんでもない言葉だったと思うんですよ。今、岡本さんがおっしゃったようなラショナルなものじゃないんですね。それはなぜかと言うと、ため池があると村が自立して、そして農水省の全国的な農林行政に非常に大きな障害があるという、そういう認識があったんですね。

日本のため池の技術は基本的にはスリランカの技術を輸入しているんですね。スリランカは紀元前から3世紀ぐらいまで世界最高の水利文明を持っていました。このシンハリ、シンハリというのはスリランカの昔の言葉です。ところがスリランカというのは高地農業で、そして年に2回モンスーンがあって雨が降るんですが、あとはほとんど降らないんです。そこで基本的にため池でした。素晴らしいため池を全国的に造ったんですね。ところがため池は農業だけではなくて、いわゆる民生用というんでしょうか。首都のアヌラーダブラは素晴らしい、古代世界で一番美しい都市でした。ところがポルトガル、それからイギリスが植民地として支配して、そこでため池があると村が独立して支配できないというので、軍隊を送ってため池を全部壊したんですね。そして大きな川にダムを造ってそこから水を引くと、同時にプランテーション経営をやってスリランカの自然は完全に破壊され、農業は今一番世界で生産性が低い国の一つになってしまいました。

そのスリランカの技術を空海が輸入したんですね。満濃池の大修復という大事業をしたのは、もともとスリランカの技術を空海が学んできて、そして同時にため池をコモンズとして管理する技術も伝えたんですね。それが日本の農業の、江戸時代を通じて、非常に高い生産性をもたらした一番大きな原因だったと思います。ところが明治になってから中央集権的な管理を行って、農民の自給、自立した農村を壊していく、そのためにため池を壊していったんですね。

先ほど関東地方の河川が氾濫したというのは、ため池が氾濫したのではなくて、ため池を埋めて堤防を造ったところが、実は台風で壊れているんですね。それはたたりだと私は思っています。

実はため池が、岡本さんがおっしゃったように、今機能しなくなったのは農業基本法という前代未聞の悪法が通って、それが農民を完全に破壊していったんですね。詳しいことは申し上げませんが、東畑精一先生が農業基本法を作るときの全体の審議会の会長をされたんです。ところが晩年、こういうことを言われてい

	<p>ました。それは、自分は農業基本法を作るときの審議会の会長だった。しかし、農業基本法が日本の農民をあれだけ犠牲にして、農村を壊してきたということを読めなかった。以後、自分は農業経済学者として語る資格がないと言って沈黙を守られたんですね。東畑先生のお考えの基礎には、コモンズとしての農村を破壊して、自立経営農家というとんでもない概念を導入して、中央集権的な形で、農村破壊をした。その一環としてため池を壊してきたんだと思います。同時に、ここにあるような素晴らしい名前から古い、先ほども言いましたけれども先祖の持っていた叡智とか、志というのがここに伝わっていると思います。それはぜひ残していただきたい。</p>
野口委員長	<p>大変学問的なご議論をいただいたわけですが、ちょっとまたもう少し現実的なところに戻させていただきますが、それで清川ダム、3ページの。ここにつきましては、ほとんど意見らしいものもそれほどないわけですが、特にこのところで、さらにコメントを追加するようなことはありませんでしょうか。ひととおり先ほどの浅川と下諏訪を除いたところで、それぞれご質問、ご意見をいただいて、そしてまた6事業についてはあとで一括というふうにさせていただきたいと思いますので、それでは、またありましたら戻ってください。</p> <p>次に角間ダムであります。これは若干議論が必要であります。というのは、この中の梶山委員が再評価案に対して、意見ありというところが出ております。今日は梶山委員は午後來られるので、これはでは午後にしましょう。一応ちょっと紹介だけしますと、「治水、利水とも相当の問題を抱えつつも、ダムに替わる対策について決め手的なものがないことが懸念される。地元の意見をきちんと集約してから結論を出しても遅くないのでは。」ということで、「つまり今年度は中止ではなく、再評価案は中止でございますけれども、「中止ではなく凍結」としたらいかがかという、一応、異論らしきものが出ております。ですから、これは特に問題なしというわけにもいきませんので、ちょっとここはご本人もおられる中で議論した方が二度手間にならないと思いますので、そこだけ留意いただいて、角間ダムはちょっと飛ばさせていただきます。</p> <p>次のページは浅川ダムで、これは先ほどご了解いただきましたので、これももうひとつ先に進ませていただきまして、黒沢ダムに対する意見。これも特に再評価案に対する意見ありの方はおられません。全員、なしということになります。若干のコメントがありますけれども、県の方でも何かお答えするようなことは特に</p>

ありませんか。特に質問ではないですね。質問としてはいいですね。ここに書いてあるようなコメントが付いているわけですが、これも見ながら何か他にお気づきの点がありましたら、お願いします。ではこれもまたあとでご審議と言いましょうか、補足的なご審議をいただくとして、では黒沢ダムも、とりあえず今のところは特に問題なかったということで先に進ませていただきます。

次に、ゴウシザワでよかったですかね、郷土沢ダム。ここも梶山委員が意見があるという方になっていますが、「「汚染物質の除去と放出禁止条例」制度の要望に対して「方針」は答えていないが？なお、「中止」の結論には特に異論はありません。」ということで、これは、ここにありますように再評価案については、なしの方に本来付くべきことかと思えますけれども、一応これは県がお答えしていないという言い方ですので、ここはあとで、これもちょっとご本人がいないとまずいと思えますので、ここもあとにさせていただきたいと思えます。郷土沢と今の角間ダムのところは、あとですね。

次、駒沢ダムに対する意見。ここも梶山委員だけがありに付いておりますが。これもちょっと少し読みますと、「検討委員会の答申は凍結であった。方針は中止としながらも一方で5年間の流量観測を行い、検討を行った上で何らかの結論を出すかのように記載されているのは矛盾ではないのか。なお、その結果が出るまでの維持管理とは具体的に何か。流域協議会はすでに設置？」。これも、お答えも含めて議論する必要がありますね。これも午後延ばさせていただきます。

それから次、9ページ、蓼科ダムです。ここは全員が特に異論なしと、再評価案には異論なしということであります。その上で、お3方からコメントがありますが、これも特に疑問あるいは県に回答を求めるといってもいいですね。一応ご意見が付いているというだけでございます。蓼科ダムについて何か、どんな具合でしょうか。そうするとこれも今の段階では特になしということにさせていただいて、もう一度、今いくつか残しましたことと、2ダムだけは先に皆さんのご了解をいただきましたけれども、下諏訪と浅川ダムにつきましては結論をいただきましたけれども、あとの6ダムにつきましては、若干の大きなコメントも含めて午後の審議に回したいと思えますが。午前中はだいたいこんなことで、午後回してよろしいでしょうか、時間的に。一応そんなことで、午前中はここまでさせていただいて、午後はダメ

	<p>だという方はこの中におられましたかね。午後おいでになる方はおられるけれども、午後はダメだという方はおられませんね。</p> <p>分かりました。ではまた午後が始まって、特に何かご意見があるときには早めにご意見を述べていただくことにさせていただきます。それでは事務局の方から何か連絡事項はありますか。午後の審議は、午後1時からということで。皆さん方の方から何かご質問、ご意見あるいは審議のやり方とかについて、はい。</p>
中嶋委員	<p>先ほど、最初に2ダムの話がありまして、私も異論はないんですけれども、意見一覧をずっと見ていまして書いたことを思い出したんですが。特に浅川ダムのところなんですけれども、梶山委員と私が若干コメントしている部分がございますね。浅川ダムにつきまして、特に補助金の返還問題とか、その辺の部分について、一度きちんと、資料はいただいていますけれども、目を通しましたが、事務方からきちんとお話をいただきたいなあと思ったんです。それを踏まえて最終的な判断をしようかなと思って、これを保留に私はしたんですけれども。同じ部分を梶山委員も書いていらっしゃると思いますので、全体の流れとして、基本的には私も了解はしておりますけれども、この部分についてきちんと一度ご説明いただきたいと思います。午後で結構です。</p>
野口委員長	<p>分かりました。どうでしょうか、午後にしましょうか。今でもできますか。そうですね、梶山委員も午後いらっしゃいますから。そうすると、今ご指摘の浅川ダムについては、梶山委員、中嶋委員から国庫補助金の返還問題、あるいは中嶋委員は十分なこの財政的部分での説明という言い方で、同じような内容でございますので、ここはもう一度ご説明いただいて、一応結論は得ましたけれども、またダム全体ということもありますので、そこも十分に納得いただいた方がいいかと思います。</p> <p>それでは午前の部、大変重たい内容でございます。また、午後も引き続きということになりますけれども。とりあえずこれで午前中の部は閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。</p>
( 休 憩 )	
野口委員長	<p>午前中、出席しておられました磯崎委員が所用で午後は休まれてまして、新たに梶山委員が午後から参加されるということになりました。それで、先ほど梶山委員には若干ご説明いたしましたけれども、午前中は前回並びに前々回の審議の取りまとめをさせていただいておりますので、それに対する質疑、それから流域対策等、マスコミ等でもいろいろ取り上げられ、議会でも話題になっ</p>

	<p>ていましたので、9月の県議会での審議状況の説明をいただきました。それに引き続きまして、今回の再評価案の審議に入ったわけですけれども、まず最初に下諏訪ダム、浅川ダム、現地を視察し前回は議論をいただきましたので、ここに対して引き続き審議いたしまして、一応再評価案をそのまま了承をいただいておりますが、若干質問も出ました。それはまたあとで申し上げます。そして次に残りましたダム、これは現地も視察はしてありませんが、6事業につきまして個別に審議ということで、一応皆さん方のお手元のところにありますダムに対する全般的な意見という取りまとめ、これに沿って、さらにご質問等はないかということで、審議を開始し始めていたところであります。</p> <p>そこでもう一度確認しますと、この3ページの清川ダム、ここについては特に問題になるということはあまりありませんでしたし、再評価案に対しては異議なしということが全員でございますので、ここは特にありませんでした。それから次の角間ダムです。ここは一応意見を出しておられ、しかもその意見は再評価案の方針に対する意見ありということで、梶山委員から出ておりましたので、ここは午後の部に回しました。そこから始めたいと思います。この角間ダムにつきましては、梶山委員以外は一応のコメントはありますが、基本的には再評価案に異議なしということでありますが、梶山委員のところは、いろいろ問題もあるので、今年度は中止という再評価案に対して凍結の方がいいんじゃないかというご意見でありました。このところ、もう少し梶山委員の方から敷衍いただき、なお、これに対する県側のご回答をいただきたいというところから始めたいと思います。</p>
梶山委員	<p>午前中欠席いたしまして、申し訳ありません。角間ダムについて、中止ではなくて凍結と書いた、そう述べた理由なんですが。これは、実は角間ダムに限らず、ダム事業全般について私を感じたことと、ある程度敷衍することにもなるんですけれども。要するに田中知事の脱ダム宣言にかなり引きずられた形で、私は脱ダム宣言自体にはまったく異論はなくて、できる限りダムによるべきではないという総論部分には賛成するんですが、そのできる限りというところで、つまりダム以外の対策がどこまで現実的に、具体的に可能なのかということをも十分審議しないで、見切り発車的に決めている部分があるのではないかと。それをまず感じたわけです。角間ダムにつきましては、部会の答申、検討委員会の答申等を見ますと、例えば、中野市については水道水源に砒素が入ってきてしまうと。それを比較的濃度の薄い表流水で希釈してい</p>

	<p>るとか、そういう事情が、これは一例ですけれども、根本的に解決するような具体的な提案はなされていないと、少なくとも現時点ではなされていないと、そう思うわけです。それから、そのダムに替わる、ダムによらない対策についても、あくまでもこれは現実的、具体的な段階まで十分に至っていないと、むしろこれから検討すると。相当程度検討されていることは事実でしょうけれども。例えばこの、あとからいただいた資料を見ますと、見直し案の中に、治水対策として、100分の1確率の治水安全度を目標とした河川改修とすると。これにパラペット設置等、河床の掘削及び床固工の水通し断面の拡幅を組み合わせたものとし。さらに景観的配慮とか上流域での地すべり防止工、砂防工事、治山工事を引き続き実施するとともに、河床堆積土砂の除去に努めると。こうあるんですが、要するにこの効果がどのくらいあって、治水対策として十分なのかどうかという資料が、少なくとも私が拝見している資料の中にはまったく見当たらないと。</p> <p>利水対策についても、これは見直し案だけではなくて、検討委員会と部会の報告を見ても、はっきり言うとかかなり困っているというところが見て取れまして、要するに、水事業の把握についても、これから中野市や山ノ内町と調整を行うんだとか、そういう不確定な部分を、かなり不確定なのに評価してそれでいいんだという見切り発車的な検討がなされているのではないかと。基本的にはそういうことが私の疑問でございます。</p>
野口委員長	<p>はい、ありがとうございます。今ご指摘されたところは、委員の中には多少なりともある一定の問題点であろうと思います。それを踏まえて、なおかつあえて一定の結論にというようなところもありましたけれども、特に今、角間ダムについてはかなり具体的にありましたので、これに対するご見解を県の方からお願いしたいと思います。</p>
田中治水・利水対策推進室長	<p>今のご質問に対してでございますけれども、県の治水・利水ダム等検討委員会では、部会あるいは公聴会を開く中で住民の意見を聞いて、総合的に判断して、ダムによらない対策が可能であるというように答申されたというように解釈しております。それで答申を受ける中で、県で今後どうやっていくかという中で、流域住民あるいは市町村長に理解を得られる代替案の策定が可能であるという判断の中で、現行の多目的ダムの建設事業を中止する方針を決定いたしました。</p> <p>それで、先ほどご質問の中にもございましたけれども、代替案につきましては、これから、例えば角間川については、県と市町</p>

	<p>村あるいは流域住民の方にも入っていただいて構成する流域協議会を設置いたしまして、これらの原案に対する意見交換を行う中で計画の実現に向けて詰めてまいりたいと考えております。以上です。</p>
野口委員長	<p>ちょっと今のは、おそらく十分に納得的ではないのかもしれませんが、ちなみに今の流域協議会は、もうすでに設置されているんですか、これも今から設置予定ですか。</p>
田中治水・利水対策推進室長	<p>現在はまだ設置されておりませんで、今年度中には、角間川についても設置するという方針で現在準備を進めております。</p>
野口委員長	<p>はい、分かりました。ということでございますが、はい。</p>
梶山委員	<p>常識的に言うと、ちょっと今のお答えではほとんど納得できないと言いますか、やはりもう少し代替案ができるということ、普通の人聞いて納得できる程度に話していただきたいということがひとつの希望なんです。それでこのいただいた資料の中にももう少し、実は本当にこれダムを造らないのかということ、疑問に思わせる部分が、例えば答申の中にもありまして、15年6月24日の例えば答申の中に、水源調査や角間砂防堰堤の水道水源としての利用を検討してもなおかつ水資源に不足を生じる場合には、適正な不特定容量を合わせ持つ新たな利水ダムを考慮することもやむを得ない、ということが答申の中にも入っているわけですね。そうするとこれは、本当にダムを中止するのかということ、を疑わせる、その事情も書いてあるわけですね。それからその上の、水利権の調整については県が仲介役となり、当事者間の話し合いを進めることとありますが、これはまったくまだ話し合いも始まっていないというような状況がここに書かれているわけですね。そういう意味で言いますと、ちょっと今のご説明では不足ではないかと思いますが。</p>
田中治水・利水対策推進室長	<p>利水面に関しては、食品環境水道課長もお見えですけれども、中野市あるいは山ノ内町とは9月に調整会議ということで、県の方から出向いて行って、これからいろいろ調整させていただくということで打ち合わせをしております。これは9月です。それで、それ以降、これから具体的にどのように利水対策をやっていくかということで協議を進めて行くという予定でおります。</p> <p>治水面にしましては、答申いただいて県の方針を決めました。そして具体的には、9月補正の中で調査費を認めていただきまして、それに基づいて、夜間瀬川、角間川の治水計画を早急に立てるということで、現在進めております。以上です。</p>
野口委員長	<p>はい、いずれにしてもまだ今後の問題ということのようござ</p>

	いますけれども。
梶山委員	今うかがって分かったのは、要するにまだ具体的に、十分具体化していないということを述べられたと思うんですね。それと、もう1点うかがいたいのは、答申の中で、新たな利水ダムを考慮することもやむを得ないという部分があるんですが、これについてはどういうお考えなのかうかがいたいと思いますが。
野口委員長	ここはかなり大きな、答申と、それから一応中止という断定的な再評価案のところでの問題が含まれるところかなという気がしますけれども。
佐藤食品環境水道課長	<p>食品環境水道課長の佐藤でございます。利水班の副班長を務めております。この角間ダムというのは多目的ダムでありまして、今回の答申を受けて、推進本部ではこの多目的ダムという形でのダムは中止だということは明確に決まりました。</p> <p>答申の案の中にあります利水対策、いろいろなことをやってもあえてそれでも水が足りない場合には利水ダムということをとというのがありますが、私ども現在、中野市さんと話し合いを進めさせていただいておりますのが、あくまで水道事業というのは市の自治事務でございますので、調整させていただいておりますが、最初から利水ダムありきではなくて、あくまで井戸なり表流水なり、その他のいろいろな方法でいかにして中野市の水を賄うかということで、一応補正させていただくという方向でありまして。基本的には、利水ダムが最初にありきではなくて、それは、どうやってもどうにもならないときはという答申がありましたので、最後にそういうことはあり得ることはないと私どもは思っておりますけれども。基本方針は、最初に利水ダムがあるということでも何でもございません。</p>
野口委員長	いや、最初からあるわけではなくて、この答申自身も状況によってはやむを得ないという言い方なんで、最後の言い方なんですが。少なくとも現時点での再評価案の範囲では、そのことはない。あくまで代替案、河川対策、その点で行くんだということのはずなんです。そうじゃないとこちらの構えもちょっと、もう1回ダムに戻るのかということも射程に置いて議論しなくては行けませんので、ちょっとそこは話が違ってくるということなんです。
北沢技術管理室長	よろしいですか。事務局として、資料のご説明を申し上げますけれども。私どもがご審議いただいている内容は、あくまでもこの中止のこのペーパーだけでして、その参考資料として、あるものは全部出ささいと言われたもので、左側に、次ページに答申を

	<p>出して、右側に県の方針を出しています。私どもが、ご審議いただく内容は県の方針の方ですので、これは資料として扱えということですので、よろしく願いいたします。</p>
野口委員長	<p>そういうことで、もう一回うかがいますと、答申はそう書いてあるけれども、再評価案にはそれはないということでもいいですね。</p>
北沢技術管理室長	<p>はい。県の方針が県の案ですので。</p>
野口委員長	<p>そういうことですね。では一応それはそれで、はい。</p>
梶山委員	<p>確かに役所の言い方だとそうなると思うんですね。現行のダム事業について中止すると、こうありますから。ただ、一般県民は決してそう見ないわけでありまして、現行のダム事業と、確かに役所の目で見れば別事業だけれども、そのあとに別のダムが出てくるかもしれないよという話があると、それはもう騙したなという話になります。必ず普通の人はそう思います。ですからそれは、そういう可能性はもう絶対考えないんだということを前提にして現行のダム事業について中止するということは、これは明解で、私も、それはあとはもう少し具体的なものがあるなら、それを出してくださいという程度の話で済むと思うんですが。その点が今のお話ですと、やはりまったく否定するわけではなくて、先ほどのお話ですと、私がうかがったニュアンスではそんなに低い可能性でもないのではないかというような印象も受けましたので、もしそうであれば、そこはやはりできるだけ明確に、まず99%ない話ですよとか、そのぐらいのことがないとちょっと納得できない部分があります。</p>
野口委員長	<p>我々が少なくとも額面どおり受け取っているのは、答申案ではなくて再評価案です。再評価案にはそういう、場合によってはダムありということは一切うかがっておりません。答申にあることは承知しております。だからそこが我々再評価案を今審議しているということですので、ダムもあり得るよという話は、少なくともないということだけははっきりしていただかないと、またそこからということになるとややこしいですので、そこはよろしいですね。</p> <p>あとは梶山委員、もうあとは信用問題で、我々が騙されるのか、まあ県民とともに我々は監視していますので、それはひょっとして遠い将来には事情も変わってということが、それは絶対にないとは言いきれないかもしれませんが。少なくとも今、10年、20年の対策の中に、ダムの問題は以後外しているということだけは確認しないと先に進まないかなと思いますので。それだ</p>

	<p>けはよろしゅうございますね。確認として、はい。</p> <p>そしてその上でなおかつ、これは梶山委員だけではなくて、他のダム問題でも然りで、若干の成熟度は違いますが、流域対策がまだ未確定の部分があったり、不十分さ、とりわけこの角間ダムについては今から流域対策協議会も設置ということで、先ほどの浅川とか下諏訪の場合にはもう何回もやられて具体的に進んでいるというのに比べると、若干先ほども見切り発車みたいな言い方もされましたけれども、その辺のところはありますか。</p>
田中治水・利水対策推進室長	<p>説明不足で申し訳ございませんでした。角間川につきましては、治水の基本方針が河川改修で行うということで、特に浅川、砥川のような流域対策で、例えば遊水地であるとか、そういったものについては特に考えておりませんという、現在の状況は河川改修で行くと。河川改修でダムに替わる治水対策が可能であるという判断でございます。</p>
野口委員長	<p>流域協議会とか、そういうことも、今は必要性がないということですね。協議会はあるんですよね、ありますよね。</p>
田中治水・利水対策推進室長	<p>協議会は必要性を認めておるんですけれども、今の治水に対する流域対策という面での説明でございます。</p>
野口委員長	<p>他の委員の方、中嶋委員も含めて、これ以上詰めきれない面は当然残りますので、その辺のところでもまたご判断いただかなければいけないかもしれませんけれども。いかがでしょうか、今のやり取りでいたい論点はお分かりいただいたかと思うんですが。</p>
中嶋委員	<p>いただいた資料だけではとても読み切れないんですが、先ほどからのお話ですと、治水についても利水についても、いただいた資料よりはずっと具体化したものがあるというようなお話だと思いますので、できる範囲でそういうものも見せていただければと思います。</p>
野口委員長	<p>今まで我々のところに配られている資料以上に、その後何か詰められたような対策なり方針はありますか。</p>
北沢技術管理室長	<p>前々回に、ある資料はすべて出しなさいという指示のもとで集めたものがこれです。浅川、砥川と違いまして、6ダムはこの程度のものしかないということでございます。ただ検討の中では、今、田中が申しあげましたように、河川改修だけでできるとい判断をしているというだけでございます。</p>
野口委員長	<p>それではちょっとまたあとで結論なりをいただくとして、先にまた進めさせていただいて、議論だけをさせていただきたいと思います。</p> <p>次の浅川ダムは、これは一応結論をいただいておりますが、こ</p>

	<p>の中の梶山委員と同じ性質の内容で中嶋委員、お2人から、特にストレートには梶山委員からですけれども、これが中止になるというときに国庫補助金の返還問題、この辺はどうなっているんだと。中嶋委員の言い方でいくと、財政的部分をお願いしたいという、同じような趣旨だということでしたけれども。これにつきましてご回答をいただくべく、何か今資料が回ったようでございますけれども、ご説明をお願いいたします。はい、どうぞ。</p>
小林河川課長	<p>河川課長をしております小林と申します。まずはじめに、梶山委員さんからの契約解除に基づく件でございますけれども。契約解除に基づく損害賠償等につきましては、現在JVの方と協議中ということで、内容等について具体的にお話する内容がございません。現在協議中ということでございます。それともうひとつ、補助金返還の問題でございますけれども、それは事務局の方から。</p>
北沢技術管理室長	<p>補助金の返還については、全部に共通するというところで事務局の方からご説明させていただきますが。お手元の方にペーパーを配布させていただきました。これが今年の4月25日付で出ております国土交通省の4局長の通達でございます。裏面を見させていただきますと、この辺の趣旨はすでに地方分権改革会議とか、閣議で決定されている内容なんです。中段の方に都市・地域整備局というところからお読みいただければと思います。これらの事業においては、行政官庁が行う政策の評価に関する法律の趣旨に沿った適正な手続きを経て実施された公共事業再評価の結果、事業主体である地方公共団体が事業を中断した場合には、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律に規定する義務違反がない限り、補助金の返還を求めることがないので、その旨遺漏なきよう取り扱われたい、ということで通知をいただいております。</p> <p>ですので、ここの監視委員会をもとに再評価で決定した中止事業については、すでに使用しました補助金の返還を求められないということになっております。ただ最終的な決定は、それぞれの補助事業者の、国の各セクションが判断することでございますけれども、一応こういって4局長から通知をいただいております。</p>
野口委員長	<p>両委員の方で何かさらにご質問はありますか。</p>
梶山委員	<p>JVとの違約金の問題ですか、契約書上はどうなっているでしょうか。</p>
小林河川課長	<p>JVの方から12月と6月に損害賠償額を示してほしいという申し入れがございましたけれども、県といたしますと、損害賠償については、もしかしてあったにしても県の方から損害賠償を提</p>

	示することはできないということで、8月のときに文書でJVさんの方にお答えをしておるところでございます。
野口委員長	当然、契約書はあるんですよね。
小林河川課長	契約書はあるんですけども、ここに手持ちがありませんから、表示のことを、確認ができません。申し訳ございません。
野口委員長	そうでしたら、また明日もありますので、そのときまでに準備いただけませんか。
小林河川課長	明日用意いたします。申し訳ございません。
野口委員長	それから、その違約金、補助金の返還云々の問題はこれはこれで解決済みと言いましょうか、特に問題はないということのようですが、違約金は、これだいたいどの辺ぐらいの幅というか、そういう想定というのは全然ないんですか。つまりこれ止めた場合にはこれぐらいの補償額がかかって、実際にダムを造るよりはこちらの方が効率的だとか何とか、おそらくそんな話がどこかにあったような気がしたんですけども、そういうのはなかったですかね。
岡本委員	非常に一般的に言って、従来 of 地方自治体なり何なりと業者との契約で、違約金があるのは業者の方に何か問題があったときに違約金を取るのであって、こちらはだいたい止める想定 of 公共事業なんかやっていませんから、うちが止めたらお前の方にいくらやるという違約金は一般にはないはずなんです。ですから、これはむしろ一般的な司法の問題になって、業者が違約金の、違約金になるのかな、訴訟を起こして、そこで民事的にたぶん決める話になるので、そのときにどれぐらいの違約金の裁定が裁判所から示されるだろうかということについては、やってみなければ分からないというのが一般ですが。
野口委員長	想定は全然されていませんか。
岡本委員	弁護士さんがいらっしゃるから。
梶山委員	契約書に書いてあるはずで、必ず。条項が書いてあるはず。
野口委員長	では、これも含めて明日までに、まず契約書がどうなっているのか、それから違約金なんかのことが、ある算定なり想定がされているのかどうか。されていなければ、それは、はい、どうぞ。
高橋徹委員	違約金の算定はたぶん事務局もしないと思うんですけども。一般的な話として、一番高い金額とすれば、JVがその工事をやって受け取りし利益ということですね。ですから129億円で契約して、10%の利益があるということであれば12億9,000万円と。最低はゼロだと。その間のどこかではないかということです。一般的な話ですがね。

野口委員長	<p>その辺、何か今みたいなお話が、もし公式的かというと、試算的にでもあれば教えていただきたいと。つまりお願いは、契約書の問題と違約金の算定等の何か試算があるのかどうかということでございます。</p> <p>そうすると、中嶋委員の方、この問題はそういうことでよろしいでしょうか。あるいは別の意図が。</p>
中嶋委員	<p>今のお話で結構なんです。それで、私の方は別に弁護士ではありませんので、詳しい話は分からないんですが。県民の側から見るとこの問題は非常に大きな、クリティカルな要素だと私は思います。そういう意味で明日ですか、そういう情報を少しお出しただけなのかどうか分からないのですが、出せるところまで結構ですので、きちんと説明をしていただきたいということをお願いしたいと思います。</p>
野口委員長	<p>では、違約金と契約金の面、明日お分かり次第お願いいたします。それでは浅川ダムで何か他にご質問、ご意見等ありましようか。今、事前の意見聴取では、今みたいなところがメインでありました。それでは特になければ、次の黒沢ダム。ここはこの表でありますように、再評価案に対する意見はありませんでした。コメントが若干付いておりますが、特に何か取り上げるべきことはどうでしょうか。岡本委員は、特に何か問題視されているというわけではないようですが。読み返して何かこれは、趣旨説明はありますか。岡本委員、これ特によろしいですね。他の方、特にここはほとんど問題がなかったんですけども。</p> <p>それでは先に行かせていただいて、郷土沢ダム。ここについても、一応、梶山委員と宮坂委員が、再評価方針に対して意見ありという言い方がありますが、中を見ると必ずしも基本的には異論ないという言い方もしてあるんじゃないかという気がしますが。ここら辺ちょっとご説明いただけますか、梶山委員。</p>
梶山委員	<p>ここに書きましたとおり、結論には特に異論はございません。ただ、答申はあくまでも資料というのは、これはやはり分かるんですが、資料である以上その再評価案の参考資料でもあるわけで、そういう意味で申し上げますと、答申の中にある化学肥料の過剰投与が主原因であると言われる云々に対して、汚染物質の除去と放出禁止条例を制定することを要望するというのが答申にあって、これは県の方針としては、これは無視するんなら無視するでも別にかまわないんですが。何かその点について、コメントいただければいただきたいと、そういう趣旨でございます。</p>
野口委員長	<p>何かお答えありますか。はい、どうぞ。</p>

佐藤食品環境水道課長	<p>今の件でございます。現在村といろいろ話し合いをさせていただいております。その中で、この窒素負荷の主な原因、人糞とか家畜糞尿、ここにありますような化学肥料、その他土壤中の云々とありますが。その窒素負荷の主な原因は何であるか、そして削減可能な負荷量というのを明らかにして、その負荷量を削減と地下水汚染の改善の関係を定量的に明らかにするというところからまず取り組んでいきたいということで、現在関係部局で調整させていただいております。できれば今年度からでも着手できるような形でやっていきたいというように考えております。</p>
梶山委員	<p>条例化を考えておられるんですか。</p>
佐藤食品環境水道課長	<p>条例化につきましては、まずはいかにして減らすかということ考えた次のステップと言いますか、まずはこの対策の方を先に考えさせていただいて、それで必要ならば条例化等のことを考えていくという手順かなというように考えております。</p>
野口委員長	<p>よろしゅうございますか。他の出席委員の方からは特にコメントは出ておりませんでしたけれども、何かお気づきの点はありましようか。</p> <p>それでは、これも先に進ませていただきまして、駒沢ダム。これもこの一覧表の中にありますように、梶山委員から異論が一応出ておりまして、検討委員会の答申とのずれと言いましようか、その辺のところかと思うんですが。直接、委員の方からご説明いただけますか。</p>
梶山委員	<p>これも先ほどの見切り発車的な話とある程度似ているんですが。浅川の場合にもあったんですけども、基本高水流量が、現時点では両論併記的な形で、部会の中でもあるいは検討委員会の中でももめた。結局、治水・利水対策についての方針として、基本高水流量は答申を尊重して概ね5年間、流量観測等を実施して検証を行うこととし、その結果が出るまでは維持管理と必要な対策を行うと、こういう書き方、まあ浅川の場合にも実は同じような書き方がされているわけですが。</p> <p>要するに、これは検証を行って、ではそこで方針の転換があり得るのかどうか。その辺が検証を行うぐらいだから、何か目的があってやるわけで。その辺が、要するに曖昧なまま残されていて、読んでみても、何のための検証で、では5年間やった結果どういう結果を得たら、どういうふうの方針を転換するのかということが、全然その先が書かれていない。やはりそこはもう少し分かるように書いていただきたいということ、そのご説明いただきたいということでございます。</p>

野口委員長	<p>はい、分かりました。それではこの駒沢川の答申と、その方針と書いてある、今のそれのところの一番上のところで書いてある、この概ね5年間、流量観測等を実施して検証を行うこととし、その結果が出るまでは維持管理等、必要な対策を行うという、こういう言い方なんです、この辺のところのご説明をいただけますか、どうぞ。</p>
田中治水・利水対策推進室長	<p>ちょっと、凍結に至った状況をお話申し上げますと、検討委員会、その前に部会がございまして、部会で審議されまして、それがさらに検討委員会に上がってまいったわけです。その中で流域面積、要はダムに流れ込む、どの範囲かということの中で、あそこが4.4平方キロメートル、基準点でございましたけれども、そのうちの1割ぐらいが駒沢川でなくて、近くにもうひとつ高橋川という川があるんですけども、そちらの方へ流域として流れているのではないかという議論がございました。</p> <p>それで、いろいろ議論する中で、やはりちょっと見解と言いますか、いろいろ各委員さん、あるいは県の河川課の方で考えている見解と言いますか、それがなかなか噛み合わないと言いますか、はっきりしませんでした。それで、いずれにしても、大雨のときは駒沢川の方へ流れていくケースもあつたりいろいろございまして、もうちょっと時間をかけて、ここで言うのは5年間ぐらいという表示になっているかと思えますけれども、検証すべきであると、そういう結論になりまして。上がるということではなくて、むしろ流域面積が小さくなるのではないかという、そういった形の中での議論がございました。</p> <p>それで、委員会の中ではそういった治水面では状況でございましたので、直ちに中止ということではなくて凍結という結論でした。ただし、利水については、そちらの方が凍結であっても、直ちにダムによらない方法でやっていくべきだという答申がございまして、県の方針としても、もともと多目的ダムということで駒沢ダムを計画しておりましたけれども、片方の利水分での目的がダムによらないという方法でありますので、現行の多目的ダムは中止するという方針といたしました。以上です。</p>
野口委員長	<p>はい。このいわゆる専門用語で凍結というのは、どれぐらいの期間のことを言うんですか。中止というのは、もうこの時点で止めるということですよ。凍結というのは何年間止めることを言うんですか。</p>
田中治水・利水対策推進室長	<p>この箇所、流量測定とかいろいろありますけれども、特に何年凍結ということではなくて、一応5年程度というふうに解釈をし</p>

	ていただきたいと。
野口委員長	5年ですか。
田中治水・利水 対策推進室長	凍結と言いますか、いわゆる流量観測に要する時間ですね、それが5年程度かかるということで。
野口委員長	分かりました。いやそうすると、今、ちょっと梶山委員からのご指摘の概ね5年間流量観測等を実施して検証を行うという言い方をすれば、5年間は一応再評価もあり得る、つまり凍結というのが、ここからは言葉の正確さからすると、というニュアンスにも取れるんですよ。だから中止ということはもう、一応、もちろんいろいろ観測はしていくんでしょうけれども、ここで中止という結論を出したということですよ。凍結ということは、例えば5年なら5年ぐらいは、いろいろそういう流量観測とかいろいろ検討をして、そのあとに継続か中止かを決めると。例えば、国語的意味合いではそう理解しますよね。
小市土木部長	<p>この駒沢につきましては、流量観測というその観測をして求めることが、要するに流域の、いわゆる高水そのものでなくて、流域自身の面積の確定をしたいと。部会でも川が2つございまして、県が引いた流域界というのは、もっと本当は高橋川の方へこの辺は流れるのであって、要するに駒沢川自身の流域はもっと小さいのではないかとということがありまして。その辺は非常に水田とかいろいろな、区域がなかなか難しいところがありまして、いろいろ水路が入り組んでいるということで。</p> <p>それでは、高橋川と駒沢川に2つ流量観測所を設けて、雨が降ったときにどんな比率で出るとか、洪水はどうだとかいうことを、少しある期間観測することによって、その流量比率等から流域界というものをもう一度検証していこうということがありまして。その流域界の検証でございますので、その流域界が検証されればその面積に基づいて、もう一度高水の算定をしよう。そうすると、30分の1の高水が変わってまいります。ですからその間は、河川の維持管理をして、きちんと決まったところで河川改修でやろうと。基本的には、この駒沢ダムの場合には、治水対策は流域対策ではなくて河川改修でいけるとい、いわゆる概算の算定をさせていただきます。それに基づきまして、河川改修でいくと。河川改修の最終的な規模というのは、この流域界を確定してから決めよう、ということございまして。高水自身の流域界とは若干違いますけど、そういうことで、今回、県の方針としては、こういう方針を出したということでございます。</p>
野口委員長	梶山委員、いかがでしょうか。

<p>梶山委員</p>	<p>そうしますと今のお話ですと、河川改修の内容を具体的に決めるための検証だと、そういうふうに理解してよろしいんですか。そうすると5年間ぐらいやって、それで河川改修の具体的な工事の方法とか、区間が決まってくと。そういう理解でよろしいですか。それでは結構です。</p>
<p>野口委員長</p>	<p>今の点、他の委員の方はいかがでしょうか。岡本委員からは、これはむしろ一定の問題提起というか、具体的なことの提起ということで、コメントということでは特にないかと思いますけれども、特に補足することはよろしゅうございますか。</p> <p>それでは特にないようですので、あと次に蓼科ダムでございます。これはこの表のように全員異論なしということで、若干のコメントがありますが、岡本委員、何かこれはありますか。特にもうこれで妥当だということですよ。ですから特に異議ということではありません。</p> <p>するとあと最後のページは、一度方針を確認、基本線は認めていただきました下諏訪ダムであります。ここで一応より万全のためという意味で、梶山委員からこれは一応ありという言い方にはなっていますが、これも基本方針はなしということの中に若干留意事項と疑問点が指摘されているということのようでございます。ここを梶山委員の方からもう少し説明いただけますか。</p>
<p>梶山委員</p>	<p>結論としては、異論なしということで結構でございます。流域協議会につきましては、前回でしたか、委員会でもだいぶ議論がありましたので、一応この部分について特に異議があるというわけではないんですが、説明の中で流域協議会を設置してやっていくんだから何とかなるんだというような説明が相当あちこちにあるので、ちょっと実態と内容がかけ離れているのではないかとということで、疑問を呈させていただきました。</p>
<p>野口委員長</p>	<p>はい、分かりました。この流域協議会の役割なり権限なり、その辺のところに関してはまた何か少し全体に共通する面もありますので、提言的な形にまとめ得るものであれば織り込んだ方がいいのかなという気もしますけれども。ちょっとそこは各論ではなくて、総論のところの話題に入れさせていただきたいと思います。</p> <p>それではダム関係のところ、もう一度確認しますけれども。下諏訪と浅川、ここは一応ご了解を先にいただきました。そして、今それ以外のところを一つひとつ見させていただきましたが、特に議論になったところと言えば4ページ目の角間ダムのところが、中止ではなく凍結ではないかという、ここについては梶山委員、やはりこのままのご意見でしょうか、あるいは不十分さはあ</p>

	<p>るとしてもまあやむなしという範囲なのか。</p>
梶山委員	<p>ちょっと難しいとこなんですが。先ほどからご説明としては、代替案としては大丈夫だという自信を持っておられるようなお話が出ているんですが、一方では、これ以上具体的な資料はないということなので、ちょっとその辺は納得できない部分が残っております。</p>
野口委員長	<p>分かりました。これは先ほども触れましたけれども、この角間ダムだけということではなくて、全体的に、今後の流域対策の具体化のところ、完全に詰め切れていない、つまり基本方向性はダムに替わるものとして流域協議会や河川対策等やっていくという、そこは皆さん方全員一致で異論がないところで。その各論的などところについては、今の段階で、これちょっと変な言い方ですが、先ほどの言葉で言えば見切り発車的にという側面があるのかと思いますけれども、今、午前中も申しましたけど、この我々の役割が、では代替案が全部出てくればそれで、科学的根拠を持ってこれで問題なしと言い切れるだけの判断力があるかということも、また問われます。つまり今、十分検討が尽くされていないという側面と、尽くされたらそれで判断が完全にできるかという両側面がありまして。それで私あるいは委員の皆さんも、専門性からするとダムの専門家ばかりが集まっているというわけでもありません。自然科学の専門家というわけでもありません。したがって、そういう意味で言えば、代替案なるものが完全に詰まれば、その段階には明瞭な回答が出せるということでも必ずしもないんじゃないかということなので、おそらくこの委員会としては、ダムによらない対策というものの基本方向が、今後見つめるべき課題を残しつつも、ある程度大筋として出てくれば、その方向でやっていただくことに対してOKなのか、いやその方向はまずいと言うのかという、結局、最終的判断はそこしかないんじゃないかということで、今も皆さんのご意見をここに一括表にしておりますように、各委員の方のほとんど大部分が再評価案に異論なしと。そしてその上であえてこの辺のところはお聞きしたいとか、その辺はもっと検討してほしいという、言ってみれば注文をつけられたというふうに私は理解したわけでありまして。</p> <p>そういうことで、できればこれに対する一定の結論を出さなければ逆にどういことが起こるかと言うと、ダムなし案という方向にきたと、代替案を含んだ対策、これはまだお墨付きは得ていないと。そうすると、結局、今、県等はどちらの方向を向いて行っているのか分からないという、極端に言えば無方針状態になると</p>

	<p>いうのもまたまずいなということで、行政はストップするわけにはいきません。というので、おそらく今後もこの代替案が住民との協議の中である方向をたどったときに、いろいろ住民との間に、場合によっては摩擦なりあるいは異論なりということがあるかもしれませんが、そこはやっぱり十分吸収するシステムの中で、より住民本位の治水対策等を取っていただくというようなことを期待する以外にはないのかなというのが、私の個人的判断であります。</p> <p>そういうことで、特に何かこれだけは言っておきたいということがなければ、一応この角間ダムも含めて、2事業は一応お認めいただきましたから、あとの残りの6事業、これについて結論を得たいというふうに思いますが、いかがでしょうか。何かどうしても言っておきたいとか、ちょっと待てとか、そういうのがありましたらお願いします。</p>
梶山委員	<p>私もそんなに固執するわけではなくて、ダムなし案というのは基本的には賛成なんです。ですから別に、現実問題として、では中止と凍結はどう違うか、凍結も基本的には当面ダムなしということで同じですから。むしろ私の考え方としては、確かにおっしゃるとおり代替案が出てきたからそれを科学的にいいか悪いか判断する、まあそういう場ではないと思うんですね。ただ、そういうものが全然出てきていないという状況で、これ逆に県民の目から見て、そういうものが全然出てきていないのに、もう永久に中止だよというのはむしろ合理性のない言い方ではないだろうか。それは、この角間ダムだけに限る問題ではないと思うんですが。私が拝見した資料の中では、やはり角間ダムが一番その点未成熟かなという感じがしたものですから。ダムなしというところでは一致するんですが、やはり凍結と言った方が県民からも理解が得やすいのではないかとというのが私の考えでございます。ただ、どちらにしても当面ダムなしということでは同じですから、特に私の意見は、他の方全員が中止でいいということであれば、それ程固執するつもりはございません。</p>
野口委員長	<p>はい、分かりました。大変貴重なご意見だと思います。他の委員からは、特に今、角間ダムが取り分け未成熟だということでの意見ですけれども、全般に通じて結構です。</p>
高橋彦芳委員	<p>私も欠席してしまっって申し訳ないんですけども、比較的、角間ダムは近い所なんで関心もあります。今、このダムについては、非常に利水が、特に中野市の利水が問題なのではないかと思えます。このダム中止案というかそういうものが出来、今、北陸新幹</p>

	<p>線で飯山へと通ずる中野のトンネルを造ってるんですよ。そのトンネル開削をやっていたところに大量の水が出たんですね。中野市は何とかその水を、角間ダムを中止にという案も出ているので、何とかその水を引けないかというようなことで、鉄建公団の方へ精力的に交渉をしたようです。でも一時的な水だよということで、これから永久に中野市の飲用水を賄うというようなことはちょっと確約できないというようになったということです。</p> <p>そういうようなことから考えて、梶山委員の言われるように、これは永久にダメですよと言っただけで、あと本当に利水の問題がそれに頼りたいという、そういう地域の念願があれば何とか、他の方法で本当に何とかできるのか。そういうことも、これはやはり考えてやるべきではないか思います。そういう意味では梶山委員の凍結ということは即ダムを元に戻すということではもちろんないわけですが、一定の配慮が必要ではないかということなんです。私どもはそういう点から、飲み水の確保というようなことから考えると、そう言われればやはりそうかなという感じもするんです。</p>
野口委員長	はい、ありがとうございました。他の委員で何かご発言はありますか。
岡本委員	<p>私は、今の高橋村長の意見のとおりだと思うんですが。ただ、これはだれに対して発する言葉かと考えたときに、凍結と言われたら、市長は心配なさっていたけれども、融解したら元に戻るよというニュアンスを含んでしまうんですね、どうしても、第三者に対しては。だから、これはあくまで県民に対してのアカウンタビリティを要する文言ですから、しかも今まで長野県の中で凍結という言葉は使われてないんですね、一度も。それを突然ここで持ち出して、またそこをいちいち注釈を加えてということは、いたずらに、毛を吹いて疵を求める感じがするので、やはり結果として中止という、物理的にはそういうことがあるので、梶山委員もご了承いただいているようですから、私はなるべく対外的に説明能力という点からも、このとおりで承認した方がいいんじゃないかと思います。</p>
野口委員長	<p>ちょっと念のために言葉の問題ですが。今日お配りされた中の資料 - 3 を見ていただきたいんですけども。資料 - 3 のところ、今日の配布資料、監視委員会次第の数枚目のあとのところに資料 - 3 というのがあります。そのところに、長野県の再評価の判定基準というので、見直して継続というのと、計画変更、一時休止、中止とあります。ここには凍結という言葉は、今使っており</p>

	<p>ません。ですからあえてこの中の区分によれば、一時休止みたいになります。ところが一部休止というのはニュアンスが違います。事業の必要性は認められるが、当面早期の完成を図らず、財源状況の好転等、状況の変化があるまで工事を休止すると。だからこれはどちらかと言うと継続の中断でしかありません。つまり、中止のもうひとつ前の段の、今、凍結という言い方をされましたけれども、この言葉の使い分けは、一応、今、再評価基準の中にはありません。したがって、凍結ということになると、これはまたどうということだということになりますし、一時休止では、これは明らかに言葉遣いは間違えます。</p> <p>そういう点でいうと、中止ということの中に今言った、付帯決議的にと言いましょうか、ということ、少しこれは角間ダムだけを取り上げるのか、あるいはおそらく先ほども話題になっていますように、どの案件も完全に代替案は完成されているかということ、かなり今後に詰めるべき問題は多少なりとも残っています。そういう意味でいくと、必ずしも角間ダムだけの問題ではないので、いくらかそういうダム問題に対する、全体的には了承したけれども代替案というか、流域対策とか河川対策等の具体化については、なお今後さらに詰めていただくようにみたいな、何か文言で付記か何かをするというやり方もあろうかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。梶山委員、そういうことで凍結という言葉がちょっと、それは作っていけないことはないんですが。</p>
梶山委員	やはり、何らかの具体的なものがあつた方がいいです。
野口委員長	<p>つまり全面的にこれでいいということではないんだと。まだ必ずしも十分ではない面もあるけれども、基本方向を認めるということであつて、あと具体案については、代替案については、さらに現地の意向なりも踏まえて、十分検討していただきたいというような、そういう要望事項を付けておくと。いかがでしょうかそういう方向で。</p> <p>それでは、別に急ぐわけではありませんけど、一つひとつ区切りを付けていった方がいいと思いますので、この長年の懸案でもありましたダム問題に関しては、8事業とも原案どおり中止ということでご了解をいただけないでしょうか。</p>
出席委員一同	異議なし
野口委員長	はい、それではこれでこの案件は、一応審議終了ということにさせていただきます。それでホッとしたところで、時間はあまり経っていないんですが、何となく気分的には相当経つたような、大半終わったような気がし始めましたけれども。ではもうひとつ

	<p>行きましようかね。</p> <p>次はこの議事次第でいきますと、ちょっと待ってください。全部で46箇所残ったんですか、これで。8つが終わって、この間、林道その他を含めて5つ一応終わったんじゃないかな。あと40ですね。ではあと40箇所残っております。それで、冒頭にもお話ししましたけれども、順次、土地改良、林道、都市計画、下水道、道路、河川の順でお願いしたいと思います。それでまず土地改良事業からでございますが、まず全事業40事業、これをさっと一応説明いただいて、そして審議は今言いました事業ごとにやらせていただくというふうに考えております。それでは全事業、40事業、この辺の説明をお願いいたします。</p>
北沢技術管理室長	<p>それでは事務局の方からご説明申し上げます。第1回監視委員会ですと、53箇所をプロジェクターを使いましてご説明しましたので、今回は個別にご説明はしないで事業ごとの取り組みについて、概略を事務局の方からご説明したいと思います。</p> <p>今年の2月に公共事業のあり方等についてというご提言をいただきまして、それに基づきまして、今年の再評価を行ってまいりました。それによりまして事業の必要性を再検討しまして、真に県民益に結び付くかを以下の項目から見直しました。ひとつとしまして、平成14年度長野県公共事業再評価委員会から提案を受けた新たな視点、歴史的背景、社会的背景、環境、景観に対する配慮、地域住民に対する配慮、災害・人命に対する項目を追加して、評価を行いました。2番目としまして、財政改革推進プログラムの基本方針により公共投資が減少する中で、事業の計画変更、一時的な休止を含め、踏み込んだ検討を行いました。判定基準を従来の継続中止から、今年度からは見直して継続、計画変更、一時休止、中止の4区分に変更して評価を行いました。今、ご審議いただきましたダム事業以外は7事業、45箇所ありまして、すでに審議いただいたのは5箇所あります。ですから残っているのは40箇所でございます。</p> <p>そのうち農政部所管事業は畑地帯総合土地改良事業、上田市塩田が1箇所です。本箇所は、県と地元の役割分担を再検討した結果、事業主体、分担範囲の見直しを行いました。また、住民参加の直営施工によりコスト縮減を図り、計画変更としました。これにより、残事業費の12.5%に当たる約3,000万円の縮減をいたしました。</p> <p>林務部所管事業は、林道事業の16箇所あります。見直しの方針としては、事業完了までに今後10年以上かかる路線は全体計</p>

画の抜本的な見直しを行い、他の林道等との接続や森林整備計画等を踏まえ、必要最低限の開設とし、原則として先線を中止または休止といたしました。これによりまして、これは資料 - 3 をめくっていただきますと、2枚目のところに箇所ごとのリストがあります。最初に申し上げましたのが土地改良事業、今これからご説明いたしますのが林道事業でございます。このうちの見直して継続する箇所は、東山線（佐久市～臼田町）以下6箇所でございます。計画変更箇所は、相木川上線（川上村～南相木村）以下8箇所でございます。一時休止箇所は、西山南線（奈川村）の1箇所でございます。休止箇所としては、山の神線（小谷村）の1箇所でございます。これによりまして、残事業の42.2%に当たる89億1,000万円を縮減いたしました。なお、このうち長谷高遠線の長谷村につきましては、第2回の評価監視委員会の現地調査で審議されまして、県の案により進められたいと意見をいただいております。

土木部所管事業としては、次のページですが、都市計画事業、下水道事業、道路事業及び河川事業の4事業があります。都市計画事業は3箇所あります。見直しは、街路事業は、整備効果の観点から一部区間を中止しました。また都市公園事業は、人と自然との共生、住民協働による新たな整備手法をめざし、現計画を見直しました。見直して継続とした箇所は、都市公園松本平広域公園（松本市・塩尻市）の1箇所でございます。中止箇所としては、都市公園烏川溪谷緑地（穂高町・堀金村）と都市計画街路公園外1線（豊科町）の2箇所でございます。これによりまして、都市公園事業の残事業の84.5%に当たる8億2,000万円、街路事業の残事業の100%に当たる12億8,000万円を縮減いたしました。なお、都市公園烏川溪谷緑地につきましては、第2回評価監視委員会で現地調査をされまして、県により事業を中止されたいという意見をすでにいただいております。

下水道事業は2箇所あります。見直しは、既存施設を利用した処理場施設の更新や、埋設深を浅くした管渠の建設によりコスト縮減を図りました。見直して継続する箇所とすれば、諏訪湖流域下水道（岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村）、千曲川流域下水道下流処理区（長野市・須坂市・小布施町・豊野町・高山村）の2箇所です。これによりまして、この下水道事業の残事業の1.3%に当たる6億5,000万円を縮減いたしました。このうち千曲川流域下水道下流処理区につきましては、第3回評価監視委員会で現地調査をいただきまして、平成15年度に

進められている全体計画の見直しを平成16年度に再評価監視委員会に諮ることを前提に、県案により事業を進められたいという意見をいただいております。

次のページの道路事業は9箇所ありまして、再評価は、幅員や歩道の見直しを行うとともに、トンネルや橋梁等の大型構造物の縮減、縮小化および地形改変を極力少なくすることによりコスト縮減を図る一方、緑化等による景観に配慮した計画としました。見直して継続は、国道151号落合～新野バイパス(阿南町)、国道152号向井万場拡幅(大鹿村)の2箇所です。計画変更箇所は、国道117号替佐～静間バイパス(豊田村・飯山市)以下7箇所でございます。これは見直しまして、道路事業の残事業の17.8%に当たる36億3,000万円を縮減いたしました。国道406号の百瀬～茂管バイパスは第3回評価監視委員会で現地調査をしていただきまして、県案により進められたいと意見をいただいております。

河川事業は14箇所あります。再評価に当たりましては、流下能力があり、緊急性が低い等の理由から長い期間休止している箇所、一部地元の合意が得られていない箇所は中止しました。浸水しても被害の程度が低いと予想される区間を計画から除外し、護岸施工にあたり材料を現地発生のため石に変更する等のコスト縮減を図りました。見直して継続箇所は、農具川(大町市)以下6箇所でございます。計画変更箇所としては、浅川以下4箇所でございます。一時休止箇所としては、天竜川(岡谷市・辰野町)の1箇所でございます。中止箇所は、高瀬川(大町市・明科町・穂高町・池田町・松川村)と百々川(須坂市)、船渡川(諏訪市)の3箇所でございます。これも見直しまして、河川事業の残事業の28.6%に当たる169億3,000万円を縮減いたしました。なお浦野川につきましては、第2回の監視委員会で現地調査をしていただきまして、県の案により進められたいというご意見をいただいております。このうちの浅川、奈良井川につきましては、ダム事業を中止するとした県の方針に沿って、改修計画を作成した段階でご審議していただくことを前提としておりますので、よろしく願いいたします。

以上、現地を見ていただいたものを含め、45箇所を見直しまして、見直して継続箇所が17箇所、計画変更が20箇所、一時休止が2箇所、中止が6箇所、残事業の21.9%に当たる322億5,000万円を縮減いたしました。概略ですが、一括説明は以上でございます。

野口委員長	<p>はい、ありがとうございました。それでは一応全事業、残りの事業についてご説明いただきましたが、質疑等は各事業ごとに行いたいと思います。</p> <p>それで、まず平成15年度公共事業再評価による見直し一覧表のところの一番上にあります土地改良事業、ここで上田市塩田地区のところ計画変更ということで、縮減事業費が2,500万円という内容もここに書いてあるとおりでございます。ここににつきまして、何かご質問、ご意見はありましようか。それではまたお気づきになったらあとでということで。はい、どうぞ。</p>
梶山委員	<p>ちょっと基本的なことをうかがいたいんですが。これ土地改良区自体は存在する事業ですよ。</p>
北沢技術管理室長	<p>ありません。</p>
梶山委員	<p>そうですね。土地改良区なしでやっている事業ということですね。それから、それをすると、説明資料の方に、これは何と言ったらいいんでしょうか、最初にいただいたもので、長野県公共事業再評価委員会の意見というところで、地域住民の事業に対する理解が得られているか、得られているとありますが。こういう得られているというのは具体的にどういう形で確認されているのか、それをうかがいたいと思いますが。</p>
野口委員長	<p>はい、お願いいたします。</p>
土地改良課	<p>土地改良課の北村と申します。今の地域住民の件でございますけれども、ここの畑総事業につきましては、上田市も含めてやっております。それで市の、一番上にもありますが、了解を得ておりますが、現地におきまして地元区の方に話をしておりまして、ちょっと詳細、何月何日という日付は今持っておりません。必要があれば調べますが、地域に下ろしまして、役員会等で説明をしているところでございます。</p>
野口委員長	<p>さらにありますか。</p>
梶山委員	<p>説明したということですか。</p>
土地改良課	<p>現在の状況につきまして、役員まで説明をしております。ですので、ここの評価監視委員会の方向が確実に出ましたら、完全に地域に下ろしていくという格好になりますけれども、概ねの方向性だけは了解を得ているという格好でございます。</p>
梶山委員	<p>要するに、説明をしたということが得られているという意味だと、そう理解してよろしいわけですね。</p>
土地改良課	<p>特にその場で地元の方からの話は聞いておりません。</p>
岡本委員	<p>計画変更案についての説明ですか。</p>

土地改良課	そういうことです。
梶山委員	はい、分かりました。それが得られていると理解していいかどうかは別として、そういうお答えだということは分かりました。
野口委員長	要するに同意を得るということがなかなか難しいことで。地元説明会をすればそれで同意を得たというふうに判断できるかどうか、ということだと思います。そこで多数決とか、議決をしたということではないでしょうから、説明したそのときの雰囲気、特に厳しい異論はなかったということをもって同意を得たと、一応こういうことなんでしょうね。
土地改良課	はい、すみません。現状では役員レベルですので、関係する農家あるいは地元の一般住民の方がおりますけれども、そこまでは若干まだ確実なところはお話していない状況でございます。
岡本委員	たぶん、梶山さん、弁護士でいらっしゃるから、一般的な土地改良区として行う事業、つまり3分の2の同意を取って、あるいは事業によっては全数同意を取って、それをもって承認と見なすということのを頭に置いていらっしゃるものだから、これ市町村申請の場合、しかもこれはそもそもの事業については一度現地に全部説明が下りて、地域住民、特に受益者全員の賛成は得られているわけですね。ただ計画変更案について、改めて再度の説明を用意したので今回やられたということだったと思うんですが、そうでしょうか。その辺がちょっと、混乱がたぶんあるんだと思います。
土地改良課	土地改良法によります法手続きとしまして、確かに事業費の大幅な増減、あるいは事業量の大幅な変更に伴いまして、法でいう計画変更という手続きを取っております。前回11年度に、その1回目の計画変更をしまして、関係受益者の3分の2の同意を得ております。現行の計画変更の3,000万円の減でございます。それから事業量の若干の見直しがございますが、これは土地改良法の変更要件に該当しない状況でございますので、法による手続きは今考えておりません。
野口委員長	はい。最終的には、役員会だけじゃなくて住民への説明会みたいなものを行ったあとで、一応、同意を得たと言いましょか、というところの最終的なことになるということでしょうか。
土地改良課	地域住民の全員を対象にした説明会を考えております。
野口委員長	梶山先生、よろしゅうございませうか。他に何かご質問、ご意見等ございませうか。それでは、これらを含めて全部明日の段階で決めたいと思いますので、今日は一応各論について、それぞれご質問、ご意見等がありましたら出していただきたいと

	<p>思います。</p> <p>次に林務部、かなりの件数がありますけれども、これにつきまして、何かさらに質問、説明を求めるようなことはありましようか、ご意見はありましようか。はい。</p>
梶山委員	<p>林道自体に対する問題意識と言いますか、問題意識というと、ちょっと言い方は大げさですが。私自身は林道に関連する裁判もやっていますので、その関連でもうかがいたいことがあるんですが。</p> <p>ひとつは前に質問という形で出しまして、それに対する回答というものをいただいています。私の、ひとつの問題意識としては、林業が基本的には、さすがの長野県であっても毎年のように林業に従事する人が減っているという現状があると思うんですね。それからもうひとつは、これは現実にも少なくとも私が関わっている事件でよく見ることですが、ほとんど利用されていない林道がどんどん造られていると、そういう現実もあるわけですね。つまりひとつ気になるのは、林道の将来の利用割合ですね、利用人数と言いますか。そういうものについて、的確な見通しというものがあるのかどうかということについて、どうお考えなのか。</p> <p>それからもうひとつは、林道を本来の目的以外に利用して、例えば観光だとか、このお答えいただいた中では、観光目的に利用するのは、これは地域振興になるから大いに結構なんだという回答もあったわけですが、私自身はそこはあんまり納得していませんで、観光目的で人が入れば地域振興になるのかということ、現実にはその逆に行っている地域がいっぱいあるわけですね。例えば東京の数馬林道（奥多摩）、それから今関わっている事件では福岡県の方にもそういう林道がございますが、要するに排ガスばかりを落としていって、お金は全然落ちないという林道もいっぱいあるわけですね。その本来目的以外の林道使用というものも当て込んで林道を造っていいのかどうかということについて、どうお考えなのか。</p> <p>それから回答の中に、林道を造るとその目的外使用も拒否できないんだということが書いてございますが、これは佐賀県の基山林道では、裁判所が廃棄物の運搬のために使う林道を林道管理規則でもって止めて、それは適法だという判決が出ているわけですね。それ以外に仙台の丸森町でも同様の判決が出ておまして、つまり林道というのはまず目的があって、その目的外の使用まで当て込んで造るべきではないと、そう考えているわけなんですけれども、これはいずれも基本的な問題ですが、その点についてど</p>

	うお考えなのか、聞かせていただきたいと思います。
井上林業振興課 長	<p>林業振興課の井上巖でございます。ちょっと問題提起が多岐に渡りましたので、後段の方からでいいのかな。目的外、廃棄物の拒否が適法であるというようなお話がございましたけれども、この辺、微妙な問題の部分があるかというふうに、私は認識をさせてもらっております。専門家の先生にこういうことを言うのは、はなはだ失礼ではございますけれども。要するに今は、条例が整備されている、されていないということ等と兼ね合いの問題があるかというように認識をしております。その辺につきましては、条例の、あるいは規則等、条例であることはそれに越したことはないんですけれども、私どもとすれば、現在までに林道の管理条例につきまして、各市町村に作っていただけるようにご指導を、というのは現時点では使えない言葉でございます。地方分権の関係でございますので、それ以前にはご指導をさせていただきました。現時点も私どもからすれば、条例あるいは規則等をお作りいただけるようお願いをしまっております。基本になるのはその辺にあるかなというように思っております。</p> <p>それから、観光目的というようなお話でございますけれども、その目的を想定して道を造るのか造らないのかと、こういう問題があるかと思っておりますけれども。そうではなくて、あくまで林道は、本来の林道としての目的はあろう、あるというふうに認識をしております。ただし、現状むしろ逆にそういう状況に、現在の世の中の森林に対します癒し機能と言いますか、そういうものを求めてお入りになって来られる方もたくさんおられます。そのことは、逆に言いますと地域振興と申し上げましたけれども、観光ということでいいのかどうか分かりませんが、私どもとすればいわゆる林業関係による、要するに山村の疲弊と言いますか、元気をなくしている山村にいろいろな方がおいでになることは、そしてそれが私どもの新たな森林関連産業というような言葉を使わせていただいておりますけど、そういう創出につながればこれに越したことはないというように思っております。ただそのことは、今もご指摘いただきましたけれども、何も車でゴンゴン入っていただきまして排気ガスを撒き散らすと、こういう話ではないだろうかと、それはそれなりの仕掛けが必要だろうかと。この仕掛けについても、今、私どもいろいろな検討はさせていただいております。</p> <p>それから、どういう利用をというお話でございましたけれども。これは、先だって、長谷高遠線の現場でこういう形で利用して</p>

	<p>おります、こういう形でやらせていただいていますというような、利用についての表を出させていただきましたけれども。まず林道そのものより、当初は、今までの計画が、何て申しましょうか、これだけの計画があって間違いなくやっていくよという林道ではなかったと。むしろ、やられるべき条件が揃っていれば、林道を開けてまいりました。しかし今、時代は変わりまして、やはりそれはそれなりに、必要な計画を持った段階で開けていかなければならない。私どもはそういうふうな形の中で、徐々にではございますけど、やっとそこに手が付いたところかなというふうに認識をさせてもらっておりますし、事実やらせていただいております。</p> <p>あとひとつ林業の従事者の問題については、確かにご指摘のとおりでございます。私ども、計画の中では平成12年度に4,000人程度、あるいは平成22年には4,200人程度の、要するに山で働いていただく、いわゆる労働力が必要というふうに予測をしておりました。おりますと言うか、おりましたになっている部分もございませうけれども。残念ながら、現在、予測4,000人、平成12年度の数字を見させていただきますと4,000人に対して、2,732名でございます。よくまあ32名という数字まで出てくるところあたりが、いかさまっばいというふうに思われたら失礼なんですけれども、実を言いますと、それ程シビアに調査ができるという程に減ってしまったというふうにご理解をいただければありがたいんですけれども。いずれにいたしましても、現在、山に対する県民の期待、あるいは国民の皆さんの山に対するいろいろな要請がございます。いわゆる丈夫な山、あるいは美しい山ということであろうかと思っておりますけれども。それをやっていくためには、それはそれなりに合う労働力の確保を図っていく必要がございます。そのことについては種々いろいろな施策を打つ中で、確保に努めていると、こういうことをご理解をいただきたいなと思っております。以上でございます。</p>
宇沢委員	<p>林道を造ってそれが癒しになると、森林の癒しの機能を高めるというのはとんでもないことでね。林道を造ったら、そこへ行って森林の破壊だけを見るわけですよ。林道は、そこで働く人たちのためにあるんで、観光というものに結び付けるのはちょっと異様な感じがしますね。林道を造ることによって、森林が壊されて、我々が山に登ってどれだけ壊された森林を見て。私、30何年前に自然環境審議会とかいうところの委員をやっていましたが、ビーナスラインと称するとんでもないものを造る、そのとき反対して辞めたんですけれども。あのときも観光というようなこ</p>

	<p>とを麗々しく打ち出した人たちがいて、本当に腹が立ちました。やっぱり森林は、本当に人がようやく1人歩けるぐらいの道があって初めて森林ですね。ただ、林道を造って、それが山間地方の林業の発達、役立つ、それで雇用が増えるということはやはり大事だと思います。</p>
井上林業振興課長	<p>貴重なご指摘ありがとうございます。私の説明、ちょっと語弊があったように思いますけれども。林道が開けて癒しになるというふうにご説明したつもりはさらさらございません。たまたま林道が開きますと、そういう形の中に入っておいでになる方もいらっしゃる。それは間違いなく癒しを求めて入って来られている。今ご指摘いただきましたけれども、人が1人歩けるような道、その中にやはりそういう人たちはある林道の、いわゆるスペースの所に車をお停めになりまして山の中に入っていられる、これは事実でございます。ただそれを今簡単に、山村の振興にすぐ結び付くという話ではないわけでございます。これを何か、森林そのものが持つ価値観を、何か今の観光というのとはちょっと違うと思うんですけれども、新たな何か山村の皆さんへの、いわゆる収益にと言いますか、そういうものに結び付けてくれればありがたいなと、こういうのは林業を担当している部署にいる人間の思いでございます。思いを含めてということで、どうも失礼いたしました。</p>
野口委員長	<p>私も林業の専門で言いたいことがないわけではありませんが、ちょっと、皆さん方の議論を深めていただく上で。この間、この中の長谷高遠線というのがありますけれども、ここは現実に見ていただいて、今ご議論があったような観光用に大型車が入ってとか、こういうことではなくて、かなり幅員も小さくして、車が利用する場所が何箇所かせいぜいあるというようなところまで縮小して、森林の整備のための山というような位置付けで、基本的には皆さんのご了解を得たところであります。その上で、下から2つ、西山南線と言うんでしょうか、これは一時中止。それから山の神線が中止という、このところがどういう意味合いだったのかというのが、ちょっと他のところは見直して継続とか、計画変更で若干の縮小等でありますけれども。ここであえて一時休止とか中止という、この意味合いをちょっと説明いただければ、今みたいな議論ともいづらか関係するかなという気がしますけれども。</p>
井上林業振興課長	<p>中止の方からお話をさせていただきますと、山の神線につきましては、この林道を目的とされたこと自体が、現在、森林の機能</p>

	<p>がほとんどが広葉樹主体の山でございます。我々の今までの採択要件が、要するに広葉樹の林は拡大造林のできる対象林分と、こういう捉え方がございました。現時点では、もうそんなに拡大造林をやっていく時代ではないのではないかとこの時代でございます。その中からいたしますと、今の時代に合わせた形の中で、中止を選ばせていただきました。</p> <p>それから西山南線につきましては、一部崩壊地がございます。これは実を言いますと、つい先だつての、去年か一昨年か何かの災害がございまして、崩壊地ができております。この崩壊地を無理して通していくということをするれば、先ほども宇沢先生の方からご指摘ございましたけれども、山を荒らす原因になるだろうと。これは相当慎重に検討すべき部分があるという形の中で、検討する期間を取らせていただきました。以上でございます。</p>
野口委員長	<p>はい、ありがとうございます。ということで、必ずしも森林をどんどんどん伐採して、そして今、拡大造林という言い方をされましたけれども、天然林、広葉樹林があったところに、切ってそのあとに、例えばスギとかヒノキとかカラマツを植えていくという、そういう時代もだいぶ続いてきたのではないかとこのことによる、事情の変化での中止、あるいは崩壊地における変更ということでありますので、やたらに道を付ければよいということではないということだろうと思います。</p> <p>何か他にご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。</p>
梶山委員	<p>度々すみません。先ほどまとめて申し上げればよかったんですが、先ほどのお答えにも関連するんですけど、確か佐賀県の場合には、あれは条例までいきませんで、管理規則、しかもほとんど内部的な管理規則だけで、裁判所は止められるんだよと、奥にある廃棄物処分場へのトラックを止められるんだと、そういう判決をした事例です。それで、先ほどのお答えの中で、ちょっと私にとって不足だなと思うのは、林道の利用の将来予測ですね、これどういう方法でどのようにやっておられるのかと。現実に閑古鳥が鳴いている林道がいっぱいあるというのは、どこでも見れることですので、その辺をうかがいたいということ。</p> <p>それからもう1点なんですが、観光目的、観光に一切利用してはいけないという趣旨ではなくて、やはり本末転倒している例が、例えば神奈川県では大変多い、林道に関して言えばですね。まさに遊びの方が主になって、林道目的、本来の目的はそっちのけというような、実は今回の中でも観光目的というのがはっきりと書いたものがあるものですから、それでうかがっているんですが。</p>

	<p>その本末転倒をしたような利用にならないような配慮というのは、やはり何らかの形で管理条例なり管理規則が必要なのではないかとごさいます。</p> <p>それから、これも神奈川で林道関係の議論でよく出てくるんですが、長野県の場合その辺はよく分かりませんが、鹿の生息域を中心にして、それからその中には鉢巻状の林道は造らないという形での林道管理というものが、生態系保護という観点で議論されていますけど。そういう森林の生態系を守るという観点での林道計画への配慮はあるのかどうか、その辺もうかがいたいと思います。</p>
井上林業振興課長	<p>今、管理規則を設けるという話でございしますが。これは実を言いますと、よくその辺のことを知らなかったんですけども、私は新たなありがたいご提言をいただいたなと、今後の中で参考にさせていただくということで、お願いをしたいなと思います。ちなみに申し上げますけれども、私どもの方は120市町村、すみません林道のある市町村120のうち、条例を持っているのは34でございします。それから規則等でやっているのは53でございします。未制定な箇所が33というのが現状でございまして、規則等という中でも何とかなる可能性があるとするならば、今後の、確かに廃棄物の関係につきましては問題点がいろいろございしますので、参考にさせていただきたいなというふうに、ただ今思ったところでございします。</p> <p>林道の利用の予測なんですけれども、これはあくまで何台通るという予測ではなくて、山の管理、施業計画を持っております。その施業計画に基づきまして、そうするとどれだけの歩掛で考えますとどのぐらいという計算になってこようかと思うんですけども。それぞれの地域に、その地域の施業計画を立てていただきまして、それによって山の管理を進めさせていただいております。そういうことで予測が、それで成り立つのかなと。それを今私どもは、先ほども前段でお答えさせていただきましたけれども、実効あるものにしていく努力、これが重要だなというふうに考えているところでございします。</p> <p>観光目的の、本末転倒という部分でございしますけれども。これは事実あったというように私も思います。しかし今後はそういう時代ではなくて、あるこの自然を使うことがいかに、先ほど申し上げました癒しを含めまして、地域の財産になっていくということ認識しなければならぬというふうに考えている次第でございします。</p>

	<p>それから、これは生態系の話なんですけれども。林道開設事業の実施に当たりまして、いわゆるアセスメントを行うというような形ではありません。ただ、大きな林道には一部そういうことをやらせていただいたこともございます。ただし、ではほったらかしに進めたなということではなくて、全体計画を立てるときに、環境への影響、あるいはその他につきまして、今までございます文献でございませうとか、あるいは現地踏査などで問題の有無を検討してから進めさせていただいております。これは今までも、このことは実を言いますとアセスメントの話が出る以前から、林道につきましては、事業の中で一番早くからそのことをやったというように、自負はさせてもらっております。ただそれだけではなくて、その途中で新たな問題が出てくる場合がございます。例えば猛禽類がいたとか、そういう事例がいくつかございます。それにつきましては、工事を中止いたしまして、現地調査を行い、あるいは専門家と相談するなどということで配慮をして行っているところでございます。</p>
野口委員長	<p>ありがとうございました。</p>
宇沢委員	<p>ちょっとおうかがいしたいんですが、今、国有林で、特に東北で非常に深刻な問題が起こっています。それは、しばらく前にブナの保全が非常に大きな関心になって、営林署ごとにブナの伐採のクォータを決めたんですね。ところが各営林署で林道に面しているところだけを切ってしまったんですね。そこで裸になって、クマザサが生えて、普通の樹木は生えなくなってしまったんですね。そこで枯葉剤を大量に使って処理したため、ダイオキシンが河川に入って非常に深刻な問題が起こっているというふうに聞いているんで。これは国有林ですけど、おそらく長野県の県有林の場合は、そういう問題はないんでしょうか。</p>
井上林業振興課長	<p>我が意を得たりというようなご質問いただきましてありがとうございます、と言うと怒られるんですけども。実を言いますと私ども、ブナの森づくり大作戦事業、県有林ですけども。いわゆるこれはブナという名前を付けておりますけれども、ブナでなくて、ブナに代表される広葉樹を県有林の中へ植えてまいろうと、こういう事業を本年度からですけども、実施をさせてもらっております。これは今ご指摘いただきましたとおり、いわゆる山を、バランスいい山を造っていくという話の中では、針葉樹と広葉樹の、いわゆるバランスよい山づくりが必要だろうなというふうに考えております。それで、現在のところ長野県の山は6対4、いわゆる人工林ですけども、6対4で針葉樹が主になっておりま</p>

	<p>す。これを100年計画で逆転させると、4対6で針・広にしていきたいという計画をもって、進めさせていただいているところでございます。以上でございます。</p>
野口委員長	<p>はい。ちなみに国有林は1960年代、約9万人の現場並びに事務の職員がいました。それがいわゆる合理化によって、今、8,000人体制、面積は760万haそのままです。したがって、ほとんど山に関しては放置の状態という、国民の財産が十分守られていないという実態はあります。長野県は、県としてかなりてこ入れをするという方向性のようでございますので、その辺は大いに期待を持ちたいなというふうに思っておりますけれども。それでは、はい。</p>
宇沢委員	<p>国有林の抱える問題の一つは、財政問題、赤字ですね。ところが財務省は、国有林が市中から借り入れるのを認めないんですね。資金運用部の、今でも5%だと思いますけれども、その高利を払わないと借りれない。それで年々雪だるま式に赤字が増えているんですね。そこはちょっと問題が違うんですけど、今おっしゃった国有林の荒廃につながっていて、何か非常に、特に長野県は深刻な問題ではないかなという感じがしています。</p>
井上林業振興課長	<p>答える立場にないかと思っておりますけれども、今、先生がご指摘のとおり、私どもとすれば、今のおっしゃるとおり確か5%だと私も覚えております。もう少し、現状でいきますと金利が安い時代でございますので、もう少し考え方を考えていただくと、国有林の財政問題もある意味では好転をしていくというふうに理解をします。ただ、何か本年度の予算の中で、その辺の話が、議論を国有林さんでも盛んにやっておられるというふうに聞いておりました。ただ、いずれにいたしましても財務省の関係がございまして、どういうふうに進んでいくか分かりませんが、いずれにしましてもその辺は認めざるを得なくなるような、何て言いますか、私どもを含めて何かが必要なのかなという感じがしないわけではないです。それから、もっと問題の話をするなら、これはきっと野口先生に聞いてもらった方がいいと思うんですけど、むしろ木曾谷のヒノキの問題の方がやはりいろいろ問題点になるのかなというふうに思います。</p>
野口委員長	<p>ちょっとこれ、林業のレクチャーの時間でありませんで、必要であればまたお話ししますけど。今、この林道事業10箇所かにつきまして、中止、一時休止も含め、それから林道事業のあり方そのものに対するコメントもいただきました。これは各論というよりも、もう少し全般な話でありますけれども。何かこの中</p>

	<p>でさらにご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。はい、どうぞ。</p>
向山委員	<p>前回のときに、長谷高遠線の現場に行ったときに一部発言させてもらって、先ほどの資料の中にも、個別事業の意見の2にも入っていますけれども。その中で2の なんですけれども。森林事業に役立つ林道事業のモデルとしてということがあることがひとつと、もうひとつ、後段に書いてあるんですけれども、このときに発言させてもらったのは、この長谷高遠線に関して情報提供ということを行ったのではなくて、県の進めている林道と森林整備の達成状況、こうした進捗管理をする中で、進捗状況を有権者や納税者の人たちに情報をきちんと提供できるように、進捗管理、P D C Aの案を回してみたらどうですかということを行ったわけですので。決して、長谷高遠線に関してこうしてくれという、そういう言い方ではなかったと思いますので、確認だけさせてください。</p>
井上林業振興課長	<p>私もそういうふうに理解しているつもりでございます。</p>
野口委員長	<p>そうすると、この辺も、もちろんここでは林道ということでの話ではありますけれども、他の公共事業等についても、今後、具体的に対策が講じられていく中で、その費用対効果なり、あるいはどういうことをやってきたんだという情報を県民、住民に開示していくということは、かなり一般的な意味合いとしても必要なのかなという気もしますけれども。その辺もまた必要であれば総論というか、提言の中にうまく組み込めるものなら組み込んでいけばという気がいたします。そういうことでよろしゅうございますか、向山委員。他に何かありましようか、はい、どうぞ。</p>
梶山委員	<p>林道の維持管理費用なんですけれども。この維持管理費用、場所によってはべらぼうにかかる林道がございますよね。これは、当初にそういう、例えば5年なり10年なり維持管理費を見込んで計画を立てていくんでしょうか。それからまた、維持管理費はどのような形で概算されるんでしょうか、それとも当初計画では全然それは無視されてやられるんでしょうか、その辺をうかがいたいと思います。</p>
井上林業振興課長	<p>当初の維持管理費用は見込んでおりません。ただし、これはできるだけ維持管理の少ない道を作るべき努力をしているつもりでございます。</p> <p>それから、維持管理費がどういうふうになっているかというのは、これは普通交付税の中に森林面積に合わせまして費用が見込</p>

	まれていると、こういう形の積算がなされているようでございます。
梶山委員	もう少し詳細をお願いします。
井上林業振興課長	この話は私がするよりも財政の担当にさせていただいた方がいいと思うのですが、要するに市町村の費用はどういうふうに、例えば自分のところに上がってくる税金と、それから補助金と、それからその他にかかる費用、それを足し算をしても全体に、標準の大きさの市町村の中で足りない部分が出てくるだろうと、これは交付税といわれている部分なんですけれども。その交付税の算定基準の中に森林、昔は林道の延長で算定されていたんですけれども、現在は森林面積にいくらという形の中で、交付税の中にそれが算定されていると。維持管理費も含まれていると、こういうふうになっております。
岡本委員	梶山委員のためにちょっと補足しておかなくてはいけないのは、交付税の算定根拠には、例えば我が方で言えば、土地改良についても水路延長とか農道の長さとかが入っています。それから林業についても入っています。したがって、高橋村長のところにはそれだけの維持管理費に見合いのものが総務省から交付、来ているはずなんです、これ、色が付いていませんからそれをどうお使いになるかは、首長たる高橋村長のご判断ということで、必ずしも1対1でリンクしているわけではないと。
高橋彦芳委員	現職村長の立場から林道についてちょっと申し上げたいんですが。この林道にも、山行き林道、それからスーパー林道、地域活性化林道、そういう各般の、国も政策的に林道を出してきたわけですよね。それが観光の道路になったり、いろいろとそういうことはあるんですけれども。問題は、山村地域には村道を開設する事業費というのはほとんど来ないんです、補助事業も何も無いわけです。村道を造りたくても何も金はないわけです。結局、山村地域は林道という補助事業を使ってスーパー林道を造り、この地域活性化林道と称して村道に代替するようなものを造っているというのが実態だと思います。この中にも、私はすべて山行き林道とは限らないと思うんですよ。長谷高遠線も、私はこれ山行き林道だけじゃなくて、こう通ずるのにひとつのスーパー的な役割を将来したいという、それは地域にはそういう心根もあるんじゃないかなと見たんです。これはやはり何の手段もない、林道ならば切れるという、だからその林道というものを利用していろいろと造る。それが造り過ぎると山荒らしになったり、自然破壊になったりするわけですが。

	<p>私のところも、役場の地域と秋山郷をつなぐ道というのは全然ないわけで、新潟県を30キロも回って行っているわけで。同じ村だから村の中で連絡したいと思っても、村道開削というものは全然ない。ところが森林地域活性化林道とか、そういうものが出てくるので、やはりそれを使って村内をつなぎたい。そういうことになります。ただこれが費用対効果になると、過疎の村に対して費用対効果なんて言ったって、そんなにあるわけもないし。これが非常にひとつの問題ではあると思います。結局、県と市町村、地域が常に研究し合って、あまり過剰にならないように、しかも森林地域をどう守っていくかというようなことを検討をして、それこそ県と市町村ともっと協働というか、そういうことを綿密にやってやるべきではないかと、そんなふうに思っているわけです。</p>
野口委員長	<p>林道の、言ってみれば予算的性格というところを今言っていたわけですから、冒頭から議論があったように、林道というのは林業用の道ではないかということに、一応字柄では見えますけれども、かなり市町村道的な性格が強いと。これが行き過ぎると、先ほど宇沢委員からもあったように、スーパー林道なんてこれは明らかに観光林道ではないかというようなこともありました。だけど今、ここで具体的に考えられているのは、林道、森林管理道であり、なおかつ市町村道的な性格が強いものかなと、私は理解はしているんですけども。他にいかがでしょうか。</p> <p>そうしますと、一応林道のところまで質疑はさせていただいたということで、ちょっと中休みを取らせていただいて、あと次ページからの都市公園、街路、下水道、その他まだだいぶありますけれども、という順で進みたいと思います。</p>
( 休 憩 )	
野口委員長	<p>それでは審議を再開させていただきます。次のページと言いましようか、この林道関係のところはとりあえず終わりにして、次の都市公園事業ということで、これは2事業、そのうちのひとつはすでに見させていただいて、表から3枚目のところにあります意見として、都市公園事業烏川溪谷緑地、これについては一応事業を中止されたいということで一応の結論をいただいております。あともうひとつは、松本市広域公園ということでございますけれども、これにつきまして何かご質問等おありでしょうか。</p> <p>削減が1億5,000万円ですか、縮減は、1億5,000万円、大型遊具を整備しないだけで1億5,000万円にもというのは、相当大掛かりな計画があったということですかね。ここでちょっ</p>

	と説明を。見直して継続の、そのところですけどもう1回お聞きしたいので。
銭坂都市計画課長	都市計画課の銭坂治でございます、よろしくお願いいたします。松本平広域公園の関係でございますけれども、当初、残事業が3億円残っておりました。ここに記載をしておりますように大型遊具とその周辺の園路でありますとか、芝生等を整備するという形の中で3億円の予算計上を、事業量を持っていたわけですけども。大型遊具、それから関連しますものを取り止めることによりまして、1億5,000万円ということで縮減額を出しておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。
野口委員長	何か、中嶋委員あたりは地の利というか、少し具体的なイメージがあるかもしれませんが、特によろしゅうございますか。
中嶋委員	大型遊具をやめて設置しないということなんですが、それ自体に別に異論があるわけじゃないんですが、そもそもなぜ大型遊具の計画があつて、どうしてそれを設置しないというふうに見直したのかという見直しの理由と申しますか、理由をひとつお聞きしたいのと、それから、これ総事業費が113億4,900万円で、そうするとこれはほとんどが用地買収費と見てよろしいんでしょうか。その点もうかがいたいと思います。
銭坂都市計画課長	最初に見直しの関係でございますけれども、当時、松本平広域公園というのは、空港を造るときの緩衝緑地としての位置付けをまず持っておりました。それを有効利用するという中で、既存にありました運動公園、それから通常の公園等を含めまして、広域公園として整備したわけでございます。 そういう中で、当然、緩衝緑地の周りには地域の皆さんがおいでになりまして、空港を造るときにいろいろな要望が出ておりました。広域公園そのものについて、地域の皆さんの意見を聞いた地区公園としての位置付けも持っておりますので、そういう中で地域の皆さんからの要望を受けて遊具を配置した公園をということで、一部に大型遊具を入れた公園を設置して、計画をしてきたという実状でございます。そういうものにつきまして、いろいろな経過の中で、大型遊具というようなものは今の世の中ではというような形の中で、今回その分を取り止めたということでございます。それがまずひとつでございます。
野口委員長	土地買収費用の関係をお願いします。
銭坂都市計画課長	事業費でございますけれども、基本的には大部分が用地取得費だというふうに考えております。
野口委員長	他にはよろしゅうございましょうか。はい、それでは特に大き

	<p>な問題はないということで、先に行かせていただいて。次に街路事業、これはひとつだけあります。豊科町のところの公園線外1線ですか、これは中止でございます。もう一度、中止の理由等を含めて少しご説明いただけますか。</p>
<p>銭坂都市計画課長</p>	<p>ではご説明申し上げます。豊科インターというのがございますけれども、豊科町が国道147号を機軸に市街地の現段ができていますけれども。インターがちょうど豊科町の東側にできているということで、その反対側、西山麓のところ国営公園を造るという形の中で、どうしても全体的に東西交通が非常に薄いという形の中で公園線を整備していこうということで、路線の都市計画決定をして整備を進めてきたということで。まず最初に、街路事業として市街地の部分を先行的に都市計画事業でスタートしてきたわけがございます。位置付けを持っているわけがございますけれども、その先の方の道路事業というのが、非常に、現在の状況下では見通しが難しいというのが、まず1点出てまいりました。</p> <p>それから地域の皆さんの中に、安曇野の景観であるとかいろいろなものの中で、特に鉄道をオーバーで越えるというような計画で入っておりますので、景観上の理由を提起されて反対の意見も出ておりましたので、その辺のところ事業、先線の事業が見込めないという状況が非常に大きな部分の中で、街路事業で行き止まり道路を造ることを今回避けたいという意味をもちまして、事業の中止を提案したものでございます。</p>
<p>野口委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。何かご質問、ご意見がありましたら。それでは特にないようでございますので、次に下水道事業です。これは千曲川、この間見たものですね。それから豊田のは、諏訪の方に行ったけれどもここは見えていませんね。はい、私はいつも通るところですけれども。それではこれにつきまして、いずれも見直して継続と。ただ、千曲川の方は確か、当面の計画については了承するけれども、16年見直しでということで、そこについてはそのときの委員会なりがまた検討するということですね。はい、というような話に一応なっていたところでありませう。何かご質問等ありませうか。</p>
<p>梶山委員</p>	<p>上流域も、同じように16年見直しとうかがってよろしいんでしょうか。</p>
<p>田附下水道課長</p>	<p>すみません。全体計画の見直しでございますが。千曲川の上流につきましては指摘もございまして、今現在見直しの方向で、入札の方向に進んでおります。ですから、その結果をもちまして、</p>

	来年度もう一度千曲川の下流につきましては、再評価委員会にお諮りするというになっておりますので、よろしく申し上げます。
野口委員長	それで、今の諏訪湖の方はそういうことではなくて、そのまま継続だということですね。
田附下水道課長	諏訪湖につきましては、特に見直しの計画はございません。
野口委員長	何かご質問、ご意見はありますか。はい、どうぞ。
宇沢委員	ちょっと場違いな質問なんですけれども、先ほどちょっとご質問しようと思ったんですが。この松本平の広域公園というのは、これは、もとは何だったんですか。
銭坂都市計画課長	もともとも1,500mの小さな滑走路延長を持つ空港がございまして、周辺に、西側と東側には現在の公園がありまして、今回拡張で2,000mにして南北のところの分を公園として拡張しているというものでございます。
宇沢委員	そうですか。何か芝生公園というような醜悪なものを造られるというので、ちょっと異常に思ったんですが。前は空港だったんですか、分かりました。
野口委員長	はい、それでは下水道のところはよろしゅうございましょうか。それでは先に急がせていただきまして、道路関係、これが10箇所ぐらいありますけれども。道路ですか。
梶山委員	下水道の関係で。
野口委員長	前に戻って、はい。
梶山委員	すみません。千曲川の場合もちょっと気になったんですが。この資料の中に、処理場の普及率というのがありますが、この何ページというんですか、ページ21の2。21の2に普及率というのがありますが、この普及率というのは面整備が終わった部分という意味でしょうか。それとも面整備が終わって、かつ終末処理場につないで、終末処理ももうすでに始まっている部分という意味でしょうか。
田附下水道課長	普及率につきましては、分母が計画処理区域内の人口数になります。それで分子がいわゆる下水道がつなげる状態で、管渠の末端が各家庭と言いますか、そちらの方の事業所なり、住宅の方へ口が設置できている人口数が分子になりまして、それが普及率になります。
梶山委員	そうしますと、つながってはいるけれども供用を開始していないというのが、流域下水道の中では相当部分あるはずですよ。その供用開始との関係の数字ではないわけですね、これは。
田附下水道課長	今現在すでにつなげる状態になっているものが、今の普及率の

	<p>数字でございまして、さらにそれに対して、実際につなぎこんで利用をしている人口の割合が、いわゆる水洗化率になります。ですから、実際に下水道を利用されている人口数の割合は普及率×水洗化率がこの比率になります。それで今現在、千曲川の下流におきましては、普及率が70.6%です。それから水洗化率・・・</p>
<p>岡本委員</p>	<p>これですね、やはり一般的に県民に紹介する場合、普通、普及率というのは全県民に対して下水道が使えるところと、使っている人という意味で普通考えますよね。ところがおっしゃるように、役所の中では、計画区域があって、その中の事業の進捗状況でここまで来ていますというのが普及率で、その中で、これは下水道法そのものでは使用強制はあるんですが、実際にはまだつながらない方がどうしたっていらっしゃる、水洗化していない方がいらっしゃる。実際に口まで来ていても自分の家から、実際に水洗トイレを入れて使っている人が水洗化率ですから。その辺やはり、いつも思うんですけども、アカウンタビリティばかり強調してあれなんです、やはり対外的な、県民に対する用語の使い方とすれば、役所の中のいわゆる慣用語、我々同士なら通じるという用語の利用は極力避けないと、梶山さんのようなかなりの専門家でもちょっと混乱しますから。</p> <p>特にそのとき、水洗化率なんて言われると、一般庶民の人は分からないんですよ。要するに、水道につながっているというような言い方をしないと。来ているけどまだつないでいないとか。しかもこのところが、皆さん方ご存知ですが、こちらの委員の方にご説明しているんですけども、下水道法ではご存知のように、公共下水道が設置された場合は法的には使用強制はあるんですね。ですが、罰則もないし、実際にはなかなかつながらない人が多々あるわけですよ。</p> <p>それから今度は逆に、将来はそこに計画面積で管が延びていくんだけど、まだ延びていない、役所の都合でまだ延びていないのでまだ入っていない人と、その辺の区別が、お互い分かっている同士は分かるんですが、今のご説明をやると、その辺にたぶん混乱が起これると思うので、今後またPRのときにいろいろご配慮願えたらと思います。</p>
<p>田附下水道課長</p>	<p>はい、分かりました。それでは今の普及率と水洗化率でございしますが、普及率が70.6%で、水洗化率が77.2%でございします。ですから実質的な人口の割合で、つないで利用されている人口は50%をちょっと上回る程度ということになります。</p> <p>それから、今ご指摘されました普及率というのは非常に、いわ</p>

	<p>ゆる市町村を含めた行政の方の整備率というような数字でございまして、非常に実際の使っている実質とはだいぶ違うじゃないかということで、実際に指摘されております。やはり今後はその辺のPRにつきましては、やはりもう少し研究をして、もう少し住民の方に分かりやすいようなやはりPRをしていかなければならないと思っております。よろしいでしょうか。</p>
野口委員長	<p>はい、ありがとうございました。</p>
梶山委員	<p>同じことなんですけど、特に普及、この間の千曲川の場合もそうなんですけど、普及率と水質がよくなったよというのをあたかも並行になるように見せられると、本当にすごい誤解するんですね。ですから、人によっては、これは詐欺だと言いかねられないぐらいの書き方なので、そこはぜひ普及率という言い方ではなくて、実際に使っているという形で見ていただきたいと思っております。</p>
岡本委員	<p>さらに、一言だけ補足しますと。水質に関して寄与するのは、全流域住民の中で実際に使っている、水洗化まで済んだ人という意味ですから。普及率というのは、実は使わない人もいますね。ところが、例えば日本の水道普及率が低いよ、高いよとかいうことを仮に国際的に言うときの普及率というのは、全住民に対する普及率と言いますから。ちょっとその辺で、今のような普及率を横軸にとってどうとかといった場合も、役所が言うのと、一般庶民が理解するので差が出てきますから、ちょっと注意されたらいいと思います。</p>
野口委員長	<p>はい。得てして専門的な、テクニカルタームというのか、一般に馴染みにくいということがありますので、できるだけ住民の目線で分かるような説明にさせていただかないと、せっかくいい案ができてよく分からないというのでは困りますので。ぜひその辺は、この問題だけに限らず、いろいろご配慮いただきたいというふうに思います。他に何かありますか。</p> <p>では、今いったん戻りましたけれども、もう一度、道路事業のところ、ここでは見直して継続が2件と、あとは全部、計画変更で、特に一時中止あるいは中止というのはありません。この中で具体的に見たのが、一番最後、百瀬～茂菅バイパスでしたかね、これはこの間見たところでしたね。平成15年度ので(1)の道路改築工事の国道406号百瀬～茂菅バイパスということで、ここに対しては先ほど事務局の方でしたか説明がありました、過大投資ではないのかというようなことも、ちょっとあったようございましてけれども。</p> <p>他の事業も含めましていかがでしょうか。そうしましたら、こ</p>

	<p>れも取りあえず、特に今議論にはならなかったということで、もう少し前のことも含めて思い出していただいて、また結論は明日にしたいと思いますので、思いつかれましたらまた明日でも出していただきたいと思います。</p> <p>それでは次に河川事業。これはずっと下まででありまして、見直して継続が6件です。計画変更が4件ということで、次のページのところに4事業で、一時休止、それから中止が3つということで、1ページ目のところは計画変更まででございます。この中の浦野川は見させていただいたということでしたね。この浦野川のところにありますように、これは全体に関連する形で取りまとめの中に組み込みたいと思いますけれども、過去の災害、氾濫記録を整理し云々と、それから過去の災害履歴を情報提供するとともに、民間等の開発行為の抑制等を図られたいと、こういったことも出ております。おそらく他のところにも共通する中身かという気はいたしますけれど。</p> <p>何か特に、他のところも含めて、お気づきの点がありましたらお願いいたします。はい、どうぞ。</p>
向山委員	<p>浦野川のときにも話が出て、今、委員長が紹介もしてくれたんですけれども。これはまたまとめのところでも出てくると思うんですけれども。結局、過去の災害履歴を、きちんと県なり行政の仕事として設定していただきたいという提案なんですけれども。これはダムに関しても共通することで、自分の意見としても述べさせてもらいましたけれども。今回、何箇所か河川事業の現場を見て、昭和12年のときの記録を出してくれたり、当時の被害状況についても災害の履歴を準備をしてくれたり、大変、そういった意味で現場での説明を含めて参考になったんですけれども。残念ながら、そうした情報提供の手段のひとつが新聞、マスコミであったりということで、行政のひとつの仕事としてこの会議の中でも何回か出ていますけれども、50年、100年単位での災害履歴というものをきちんと行政がデータベース化しながら活用をしていくという、ぜひそういうことをしてもらえればというふうに、くどいようですけれどもお願いしておきたいと思います。</p>
野口委員長	<p>はい、ありがとうございました。このことは、今まで現地でもかなり何度かに渡ってご発言があったことですのでけれども。何かその後、対応策等がありましたら。</p>
北沢技術管理室長	<p>今、委員長さんがおっしゃられたように、全体の中でまず、この川の事業だけではなくて、またダムの事業でも同じご意見をいただいたんですけれども。それ以外で、道路でも開発抑制という</p>

	<p>意見をいただいておりますので、これについては全体の共通事項としまして、いわゆる災害の履歴をよく調べて住民の方にご説明し、かつ我々の事業に反映させていくということと、我々がそういうことを流すことによって、開発抑制に活用していきたいという項目は入れさせていただきます。</p> <p>それで私どもの取り組みとしては、今年から現地事務所、我々を含めて、いろいろ資料をまず探し出すと。それから、それがなければ、いろいろな市町村や地域の方に出向いて行って、聞き取って調査をするということ、これから1年半かけてやりたいと。その後、まとまったものをデータベース化して、2年目ですか、1年半後にはデータベース化して、県民の方どなたもご覧いただけて、なおかつ我々が活用していくというようなことを今考えておりました。これがうまく予算化になれば、確実な事業化になるんですけども、少なくとも今年から、私どもの職員が自らそういう活動に入りたいというふうに考えております。</p>
野口委員長	<p>早速取り上げていただいているようで、ぜひお願いしたいと思います。</p> <p>それでは今の河川事業のところは、そういった全体的な共通項目は別としまして、各論的なところでも特にございませんか。</p>
梶山委員	<p>各論的というか、むしろ全体的な話なんです。ひとつは河川改修にもいろんなタイプがあると思いますが、川を広げる場合、それから掘り下げる場合、いろんな場合があると思うんですけども。一般的にいうと、ひとつは改修して川底を掘り下げると、またそこに堆砂が起こって浚渫をしなければいけないと。川によっては、例えば天竜川みたいに大変はなはだしいところもあって、いくら浚渫してもすぐに溜まってしまって役に立たないというようなことがあると思いますが。その点について、事前の検討なりをされるとか、あるいは上流域の砂止めと言いますが、そういう上流域とセットで工事計画などを立てられているのかどうか。それから浚渫について、どの程度の頻度で、川によっては相当の頻度でやらなければいけないと思うんですが。その点を見込んでやっておられるのかということ。</p> <p>第2点目は、私自身、水生昆虫類の調査を10年ぐらいやっていたことがあるんですが。一度川床をいじってしまうと、まず数年間は、水生昆虫は戻ってこないという現象が、私の経験の中ではあるわけですが。例えばこの農具川で、環境に配慮した工事の取り組みというのがありまして、水生生物の生育環境のための淀みや、瀬・淵が生まれるよう工夫していると、こうありますけ</p>

	<p>れども。こういうのは実際に、実験的に、例えば何年経つと水生昆虫は戻ってきますよというような裏付けがあって、こういう工法というのはやっているのでしょうか。その2点をうかがいたいと思います。</p>
<p>小林河川課長</p>	<p>河川課長の小林ですけれども。まず、はじめの土砂対策、上流域での土砂対策、浚渫の頻度等というご質問でございますけれども。河川事業におきましては、流水の、水に対する洪水をなくすということで、断面の確保ということで引き堤だとか、掘削だとか、足りない部分につきましては、築堤だとかして川が流れるようにという。さらには上流からの流出抑制ということで、森林だとか調整地だとかということ。土砂につきましても、上流の方における土砂の発生の調査をする中で、それぞれの川におきまして、砂防とか地すべり対策ということで、緊急度の高いところから順次、対策工事を行っているところでございます。そういうふうに行っているんですけれども、やはり洪水だとかがあると土砂が下に出てきて、平なところにきて堆積をします。そういうことによって河積を狭めて洪水の原因にもなりかねないというような状況でございます。それにつきましては、一応県単費の河川維持、河川環境改善という項目で堆積する土砂、さらには現地の方で見ていただきました浦野川等につける樹木等につきましても、伐採するようにしているところでございますけれども、長野県も広うございまして、一級河川、管理しているところが740ほどある中で、完全には追いつかないというのが現状なんですけれども。現地からの報告等をする中で緊急性の高いところからこまめな浚渫というか、対応をしてきているところでございます。</p> <p>2番目の先生がおっしゃる水生昆虫ということでございますが。農具川につきましてもここは長野県でも一番スタートに、昭和63年ですか、したところで、水田地帯のところではホタルとかカニだとかいたところで、そういうものにつきまして、地元の皆様方と一緒にそういう瀬・淵だとか、そういうものを。その後も継続的には調査というか、復元というか、どんな具合になっているかということを定期的には調査をしているはずでございます。ちょっと数がどんな具合かどうかということは、把握しておりませんが、そういう事後観察、そういうことは行っておりますけれども。</p>
<p>宇沢委員</p>	<p>これは河川事業だけでなく、全体についての印象を申し上げたいと思います。この委員会の目的は公共事業を見直して、本当に自然を保全して、その地域の安全を守ることが大目的で、</p>

	<p>そのために、それまでの公共事業を見直して、そして優先度を明確にして、継続するものは継続するということだというふうに思っています。そうすると当然、費用はかかると思うんですね。私は、はじめの感じでは2倍ぐらいになるだろうと思っていたんですが、先ほどからコストを削減するというところに非常に重点が置かれて、何かちょっと最初の意図とだいぶずれてきているのではないかという感じがするんですけども。</p> <p>コスト削減は例外的には可能かもしれませんが、基本的にはやはり不可能だと思います。例えば、道路について、狭いところを子どもが危険なところを歩いている写真がいくつもありますけれども、そういうところをまず直して、そのためには大変な費用がかかると思うんですね。そして少しずつ道路を、そういう意味でよくすることが必要です。河川も、もっと見た目できれいで安全といったようなものを造るとどうしてもコストが、おそらく2倍ぐらいじゃないかなと、私ははじめに思ったんですが。何かコスト削減ということに非常に熱意を持っていらっしゃるの、ちょっと異様な感じがしております。</p>
野口委員長	<p>はい。これは今、宇沢委員からご指摘のように、必ずしもこの委員会は、コスト削減見直し委員会ではありません。あくまで、この公共事業のあり方という、前に提言した4つの大方針みたいなのがありますけれども、あくまで環境保全とか、修復とかいう生態系を基本とするとか、いくつかありましたが、その中のひとつに厳しい財政状況の中で見直しで削れるものは削っていく。しかし、場合によっては必要なものはかけるということについては書いてはありますが住民本位ということを考えれば、あるいは安全性ということを考えれば、やはりケチらないでもっとお金をかけるべきだということもあり得たと思います。ただ今までのところ具体的な案の中で、あまり費用拡大という原案は出てこないし、こちらの方も別にここもお金をかけてもっとこれを増やすべきだというような、ちょっとそこまでの議論が出てこなかったという経緯はありますが。もともと費用を削減すればいいということではありません。</p> <p>それで、今、宇沢委員の方から、ではどこにもっとかけるべきだというところがもし具体的に出てくれば、当然そういうところはもっとかけるべきだという話になってくると思うんですが。少なくとも今までの議論の中で、その観点がなかったというよりは、どちらかという削減の方に傾斜してきたなという反省というか、そういうきらいは、そのとおりでございます。そのところ</p>

	<p>は、今、具体的に何かここの辺とか、あるいはここに書いていないことで、もっとこうところには思い切って財政措置を講じるべきだというようなことがあれば、それはまた具体的な提言等で織り込む必要があろうかと思うんですが。今、具体的には、何か思いつくことはありますか。</p>
宇沢委員	<p>具体的な、一番深刻な問題は道路です。大きなそのトラックの横を子どもたちが歩いている写真があります。国のおそらく規制があって、いいものが造れないと思うんですけども。やはり長野県は、全国に先駆けて、子どもたちが安全に学校に通えるということをもうちょっと打ち出して、そのために費用は当然かかるわけで、それに対しては県民の方は了解していただけるんじゃないんでしょうか。それが一番と思います。</p>
野口委員長	<p>何かそのことに関しまして、ありましたら。</p>
北沢技術管理室長	<p>去年の、ご審議いただく中で、県の再評価がもうちょっと踏み込んだ再評価になってないんじゃないかというご意見をいただいて、差し戻された経過がありました。それで、そういう審議の中で、割とそのときにはかなりの額を切った経過がありまして、その流れの中にはいるんですけども。ただ、昨年ご審議いただく中でいろいろな視点、新しい観点でもうちょっと再評価しなさいという中で6項目がありまして。宇沢先生からのご意見等も入ってまして、地域住民に対する配慮というのをまずやりなさいと。それとか災害、命ですね、命についても評価しなさいというご意見をいただいて、それを新たな項目として昨年度の途中、今年もそうですが、そういう視点で見直してきておりまして、決してコストの縮減だけではないんですが。また今年の2月には公共事業のあり方ということで、全体的な意見としまして、地域の社会資本整備という本来の方針に加え、環境保全、修復という生態系を基本とした考え方を、新たな視点として置くべきだとか、いただいております。</p> <p>ただ、最後の方に私どもは財政事情もありまして、厳しい財政状況の下、限られた資源を有効に活用し、効率的な公共事業とするため、工事の計画、設計等を見直すなど、一層のコスト縮減を図るべきというご意見もいただいております。ですから両方の観点から、私どもは必要なものは必要としてやらせていただいておりますし、また、削れるものは削っていくという形で、見直した結果がこうなったというふうに事務局としては考えておりますが。</p>
野口委員長	<p>そういうことでございまして、今、宇沢先生からのご指摘の点は抜けていた観点ではなかったと思いますけれども。結果的に、</p>

	ほとんどの事業が削減という形の再評価案になっているというのが実態でございます。他に何かご意見はありますか。
向山委員	<p>今回の再評価の事業見直しが、ちょっと今お金の話が出たばかりですが、約323億円の削減を図るということで、今のこの河川事業が全体の半分以上を占めているような資料になっています。それで、その河川事業169億円余の削減ですが、その中で最も大きいのがページ45の1の、この諏訪湖、岡谷市・諏訪市・下諏訪町の、要は諏訪湖の浚渫に関する事業の計画見直しが、133億円ということで一番多いわけですが、ちょっとこれ、どういうふうに理解すればいいのかをお聞きしたいんですけども。50%浚渫事業が終わりましたと、したがってこれから浚渫事業は効果があったことが見られるんですけども、下水道事業と合わせて平成18年度までに浚渫を行って、19年度以降は中止するという事だと思んですが。今日現在まで55.9%が済んでいて、残りの事業費147億円近く、そして今回は削減が133億円ということなので、この引いた10数億円で平成18年度までの事業を行うと、こういうふうに理解すればいいんですかね、ちょっと教えてください。</p>
小林河川課長	<p>ご説明申し上げます。お手元の資料の方の45ページの2の方で、事業の概要を説明します。今までは44年から45年まで、第1期ということで150万ほどの計画事業量をしてきたわけでございます。また2期として、530万という計画がございます。そのうち15年度までに掘った380万と、そしてただ今の150万という掘ったところにつきましては、今の左の方の概要平面図で、やはり水深の浅いところの部分に沈降した汚濁物質が水深の波浪だとか、そういうことで水を汚濁するというようなことが言われておりましたから、その1期分として湖周の水深の2.5mより浅い部分のところを掘り、さらに2期分とすれば、その湖心の深い方ということで仕事をしよう。水色のところにつきましては、事業を進めてきたところ、さらには黄色のところにつきましては、釜口の方の深いところで、これから掘ろうと計画してきたところ。さらに、そういう中で水質の経年変化ということで、その右側の方の真ん中にありますとおり、その下の方に浚渫の、水道の普及、先ほど普及率等のお話がありましたけれども、下水道の普及率、93%ほど普及する中で、水質も順に改善をしていく中で全リンにつきましては環境基準を達成している状況でございますけれども、CODと全窒素につきましてはまだ環境基準に達しない状況でございます。今まで事業を進めてきた</p>

	<p>中で、それなりの効果が出ておるわけでございます。</p> <p>そういう中、浚渫してきております湖内から吹き上げました土砂の処分というか、その処分地の場所が非常に困難になってきておりました、ただ今も、現在も14年に吹き上げました土砂が約10万m<sup>3</sup>ほど、諏訪湖の湖南の農地のところを借り上げて造りました囲繞堤（いぎょうてい）といったところに残っていて、その分の処分に四苦八苦をしています。さらには、浚渫をしたところでも、浚渫するのが40cmぐらいの厚さなものですから、汚泥分というか、そういうものが完全に除去できませんで、上の方の濃度の濃いところの40cmほどのところを取るんですけども、やはり残ったところからの溶出がありまして、浚渫したあとでもそういう溶出がありまして、完全に水質の保持というのが非常に難しいと。そういうことで効果的にも若干課題があると。</p> <p>そういうことと、湖内における内部対策ということで事業をしてきたところでございますけれども、一方、流域からの河川から入ってくる非特定汚染源ということで、農地だとか、市街地等から入ってくる流入、そういうものを非特定汚染と申し上げておりますけれども、そういう特定できない汚染対策、川から湖内に入ってくる、そういう対策が今までは遅れているわけでございますけれども。そういう遅れてきている部分を進めることによって、やはり水質的な浄化に貢献できると、そんなようなお話もありますから、今の浚渫から、どちらかというとな非汚染対策、流入対策の方にシフトをしながら諏訪湖の浄化に貢献していきたいという、そういう方が効率的であるというお話もあるものですから、そういうことの方へ順にシフトすべく、効率的なそういう事業にシフトしていきたいということで今まで、当初44年に計画をしました残りの部分について、今の4期の諏訪湖水質保全計画に則って行いまして、これは18年度まででございますけれども、19年度につきましてはまたそういう状況を見る中で新たな計画を検討していきたいということで、当面浚渫、全体的にあります残りの部分については見合わせと言いますか、取り止めをしまして、他の非汚染対策の方に振り向けて、効果をもう一度検証していきたいということです。そんなことからお金のなものについて、縮減というか削減で、そんな具合でやっているということでございます。</p>
向山委員	<p>小林さん、従来の浚渫は中止をしますと、これがひとつですよね。その代わり下水道事業と合わせた流域改善対策ですか、これをひとつ行います。もうひとつは、ビオトープ湖内湖という新た</p>

	<p>な浄化の方策についても進めますという理解でいいんですね。そうすると、あとのふたつについては予算がいるわけですよ。それはいくらの予算になりますか。</p>
小林河川課長	<p>18年までの分につきましては、表紙の45の1の方でございますけれども、18年、現在の4期の保全計画での3万m<sup>3</sup>。さらには新たな、先ほどこちらにありました新たな、45の4にあります新たな湖内湖等につきましてはの費用的なものにつきまして、この分を乗せたそれ以外のものが減額ということにしてありまして、その差額分がこの費用になって、計上をしてある次第でございます。</p>
向山委員	<p>そうすると、45の1の見直し中、左の上に146億9,900万円とありますよね。今度は同じ45の1の右の方に縮減が133億円というので、この差が今言った2つの、下水道の整備とか、ビオトープ湖内湖を造りますという、この予算だというふうに解釈すればいいんですか。</p>
小林河川課長	<p>ですから、今お話のその差分が浚渫とビオトープの分と、湖内湖の分が入っているということでございますけれども。</p>
向山委員	<p>あと平成18年までの浚渫の費用と、諏訪湖のビオトープ湖内湖、3つで13億円ですという話ですね。そうですか。それともうひとつ、この浚渫を止めて新たな浄化の方策をすることによって、今までと同じか今まで以上の効果は上がりそうなんですか。要は泳げる諏訪湖になりそうですか。</p>
小林河川課長	<p>それにつきまして、例の水質保全計画の4期が18年度までということになっているんでございますけれども、その中では先ほども申し上げましたとおり、いろいろと浚渫についての課題があるということで、それをちょっと小休止というか、中止をいたしまして、それに代わるべく非汚染源対策ということで、河川から入ってくる汚染物質などにつきまして、湖内まで行かなくて河口での沈降、そういうものをさせて、そこでの早期な除去をして、この湖内まで入ってくるそういう汚染物質を除去して、水質の確保をしたいと、そういうことでございますけど。</p>
野口委員長	<p>よろしいですか。では宇沢委員どうぞ。</p>
宇沢委員	<p>今の問題ですね、やはり河川から入ってくる汚染した水、それ何かここに並べてあるのは、思いついたのを並べてあるようでね。もっとやはり自治体を巻き込んで、県としてもっと真正面からこれは取り組む必要があるんじゃないでしょうか。武村（正義）さんが、滋賀県の知事をされているときに琵琶湖の浄化という、非常に大きな運動を起こされて、それで武村さんの名声が上がった</p>

	<p>んですけど。琵琶湖よりもだいぶ小さいし、それからこの周辺の工場を、私はいくつか見て回ったんですが、非常に良心的な工場が多いんですね。ゼロエミッション、全国に先駆けて実行しようとしているようなセイコーエプソンとかね。ですから、そういうところと協力してやれば、浚渫というのにも必要でしょうけど、それよりももっと流れ込む汚染源をもう少しきちっと抑えると。そのためのもう少し具体的な、県民の方が納得できるような姿が提示されると、それは当然公共事業の一部になると思うんですけど。そういう費用は、当然必要な費用だと思うんですね。何か、先ほども言いましたが、何か削減ということにすごく焦点が置かれていて、ちょっと異様な感じがしています。</p>
小林河川課長	<p>ちょっと説明不足で申し訳ございませんでした。非汚染特定汚染源対策ということで、私も土木なものですから、土木関係の方の、川の直接の流入対策ということしか申し上げなかったんですけども。全体的なこの計画の中では、やはり農地対策、農地からの肥料だとかそういうもの汚染負荷を軽減するとか、そういうようなこと。さらには、市街地対策ということで、雨水貯留や沈殿施設の活用だとか、道路路面等の清掃等で対応。さらには自然汚染対策ということで、自然の適正管理に努める中で、その治山だとか砂防等の事業を進めたり、さらにはゴルフ場、スキー場からの汚染対策等の防止にも努める。さらに先ほど私が申し上げたような、この中では4つほどの中のうちの、川の方について申し上げたと。他にもメニューがありまして、そういうことを対策として浄化に貢献していきたいということでございますけれども。</p>
野口委員長	<p>今のご説明で、かなり総合的なお考えだというのは分かりましたんですけども。管轄部署が、例えば今このところは河川関係、土木関係と。それから他の、市街地対策その他はどこだということで、結局統一的に総合対策を担保していくような、そういう管理部署というのはどういうふうになりますか。</p>
小林河川課長	<p>生活環境部の方で総合的な所管というものをしております、その中でそれぞれの部署で役割分担をして、その対策を講じているということでございますけれども。</p>
野口委員長	<p>そうですね。ではその生活環境部というところの中に、場合によっては土木関係も、その総合対策の面では組み込まれているということで、縦割り行政で、隣は知らないとか、そういうことではないんですね。</p>
小市土木部長	<p>長野県の第4期諏訪湖浄化全体計画というのがございます。先</p>

ほど言いました、これは生活環境部の公害課が事務局でございます。私ども土木とか関係部局でそれぞれの対策をしようと、もちろん市町村を含めてです。これがございます。これはまた今ちょっと皆さんにお配りする資料はございませんけれども、また明日対応させていただきますが、この中に18年までのそれぞれの取り組みが位置付けをされております。

その中で私どもが担当します、流域下水道のさらなる整備促進、諏訪湖自身の問題のいわゆる浚渫云々というのがあります。先ほど、河川課長の方から説明しておりますように、18年度までにつきましては、その浚渫につきましては、従来やってきました計画の約半分ほどできておりますが、かなり効果が出てきていると。

浚渫もさることながら、やはり入ってくるものを抑制するところに、今後視点を置かないと、浚渫にかかるお金のコストが果たしてどうなるのかというのがあります。今までは非常に、諏訪湖の中でも特に水深が2m50cm以下の浅いところで、特に下の污泥が上に湧くと言いますか、そういう地域を取りまして、だいたい底の浅いところは終わりました。これから図面にあります黄色い、釜口に近い深いところの方が残っております。そういうことからすると、ある程度浅いところの一番影響が大きいところがそれなりに成果があって、これだけ浄化が進んでいるということがありまして。

この18年までにつきましては、その污泥の処理も非常にもう、あれはいったんストックをしまして、全部乾燥させて、それからそれなりのところに持っていかなければなりません。出したものを即、どこでもということになりませんので。そういうこともありまして、そういう処理もありまして、18年度まではすでにストックしたその処理を重点にやりまして、一部浚渫もいたしますけれども。そういう期間の中に、今後浄化の、毎年している測定がどういう傾向になるかということも、もちろん監視をしていきたいと思っておりますが。

別の角度で、入るところの抑制というものをしたいと思っております。それは、ここにひとつ絵がありますが、河口で入ってくるものを止めるという施設を1箇所そこへ付けまして、その効果がどうなるのかということをしたいという費用はここにあります。これは茨城県の霞ヶ浦でやっているようでございますが。今、琵琶湖とかいろいろなところで浄化対策をやっておりまして、うちの方も塩尻の湖水で木材を並べて筏にして、そこへその植生をし

	<p>てその浄化につながるとか、いろいろな試みがありますので、そういういろいろな意見がありますので、今後はそういう意見を聞きながら新たな浄化対策というものを、流入も含めて研究をしなければいけないと思っておりますけれども。</p> <p>抜本的なその浚渫につきましては、今申し上げたようなところにございますので、この4期の中では当面処理に重点を置いて状況を見ようということで、とりあえずこの事業としては18年度まででいったん打ち切りをしようと、こういうことにしております。その後につきましては、今後、この間に検討していきたいというふうに思っております。</p>
宇沢委員	<p>私の親戚の家が諏訪で温泉旅館をやっている、昔よく来たんですけど。もう素晴らしい葦のきれいな湖で、日本でもおそらく一番きれいな湖のひとつだったと思います。かつての観光の聖地、素晴らしい聖なる湖というか、それが現状のように悪化してしまったというのは、非常に残念です。ですからやはりコンクリートを剥がして、岸辺を元に戻して、昔の素晴らしい湖に戻すことが必要ではないでしょうか。そのことによる経済的な効果というのも素晴らしいんじゃないでしょうか。</p>
向山委員	<p>そうすると、ちょっと小市さん、分かりやすく言ってもらいたいのですが。諏訪湖の浄化を管轄するか、担当するという県の責任者の方はだれになるわけですか。</p>
小市土木部長	<p>全体の水質という点で、いわゆる水質の検査とか、調査をしながらその動向等を全体的に把握しているのは、先ほど言いました私ども生活環境部の公害課が、総元締めでやっております。この計画は・・・</p>
向山委員	<p>それは現状の把握でしょ。そうではなくて浄化をしていく責任者の人というのはいないのですか。長野県では諏訪湖を浄化する責任者はこの・・・</p>
小市土木部長	<p>諏訪湖自身は、正直言いまして河川管理施設と言いますか、諏訪湖自身の管理者はいわゆる知事、それを実際にやるのは土木部なんですよ、諏訪湖自身を管理しているのは。今度は、その管理している諏訪湖自身の水質というのがもちろんあるわけですが、もちろん川もそうなんですけれども。諏訪湖自身を管理しているということになりますと、私ども土木部が諏訪湖を管理はしているんですけれども。もちろん、そういう意味では水質も含めて河川管理者が云々というところにつながっていくんだと思うんですけれども。とは言え、土木部だけのセクションということではなくて、諏訪湖は諏訪湖浄化として、言うなら全庁的にやる</p>

	<p>うと。やはりそういう水質ということになると、その一番事務局的に扱うのは生活環境部の公害課ということで、これは私どもの事務的なことかもしれませんが、そういうことで進めているんですけれども。</p>
向山委員	<p>先ほど宇沢先生の方からも、典型的ないい事例があった琵琶湖のケースも、武村さんが知事のとくにひとつの大きな県の事業として琵琶湖の浄化というのをやって、モデルのひとつにもなったわけですね。例えば高知県、四国の方でもいろいろな何十という行政をまたいでいる四万十川も、四万十川流域を浄化させようというひとつの横断的な組織ができていますよ。だから民間から見ると、いったい諏訪湖の浄化というのはだれが責任を持ってやっているんだろうかと。行政もみんなこういうふうバラバラになったり、縦割りになったりということなんで、その辺の他の事例で非常に成功したところとか、そういうところも勉強して、いいところはどんどん取り入れて、やっていくようにしたらどうですかね。</p>
野口委員長	<p>ちょっと今、先ほど質問したことへの返事も少し矛盾があったんですけれども。要するに今、この土木部関係のところの事業として取りあえず出ましたけれども、先ほどのご質問での総合的な浄化ということは、必ずしも縦割りだけではなくて、いろいろな汚染源対策まで含めてだということでした。その総合的な対策の管理部署はどこですかと言ったら、それは生活環境部だと1回お答えになりましたよね。ところがそれはただ検査とか何かということではなくて、総合的な浄化対策の責任部署はどこだと言えば、生活環境部だというふうに、私は先ほどお聞きしたんですが、それでよろしいのですか。</p>
岡本委員	<p>ちょっと補足質問です。今、部長がお示しになりました諏訪湖浄化プロジェクト、その主管課はどこですか。</p>
小市土木部長	<p>生活環境部です。</p>
岡本委員	<p>ですからね、やはりこれはちょっと行政サイドの人と、我々一般市民との間の理解のギャップがあって。結局あることを進めるときに、タスクフォースというふうに英語では言うんですかね、この諏訪湖を浄化する、美しい諏訪湖を取り戻そうということをやると、いわば臨時の部隊があると。しかし具体的にそこでやろうとすることは、ひとつはモニター。監視しなければいけない、水質はどのくらいなんだと。これは当然公害関連、保健所なりでやりますね。それに対して、例えば工場の排出規制をかけていく、これは公害の担当ですね。ところがその他に溜まっているヘドロ</p>

	<p>をとにかく取らなければいけないと、これは現業官庁とすれば土木の仕事になります。それは当然ここでおっしゃっているようなことをやってらっしゃる。それからある部分は、例えば、ここはやっていないけれども、琵琶湖で言えば合成洗剤は止めようよと、洗濯石鹼を使おうという話になれば、これは極端なことを言えばもう行政を離れて婦人の方々のNGOと言うのかな、そういう運動になるでしょうと。しかしそういうものも全部まとめて、こういうタスクフォースというか、実戦部隊として動いていく。</p> <p>ただ、そのときに、例えばその会議を招集するのはどこなんですかと。招集とかいうときにどこか主管課がないと、立ち行かないわけですね。いったん主管課ができて、それでは土木の方でとにかく、例えばビオトープ湖内湖を造る方策を霞ヶ浦のアサザをモデルにしてやろうよということになれば、これは公害ではできない、生活環境部ではできない、土木部の仕事になりますね。そういう構成なんで、やはり問題ごとにひとつの横断的なプロジェクトが組まれて、そしてその事務局として会議を進行するときの、会議の招集をかけるとか、どうかこうとかという事務局としての主管課と、実践的にこういうものを検討するとき、これは学識経験者や市民の方も含めて総合的検討をされて、そこから生まれた必要な事業というものは、今度は各縦割りの行政の中で、縦割りのあるメニューに基づいてやられているわけですよ。という具合に私は理解しているんで。どうも質疑が噛み合っていないように、役所の方はあくまで主管課の話をされているし、こちらはそうでなくて、そういう総合的なものに関する総合責任をだれが背負っているんですかと。これは当時滋賀県知事であった武村さんのところもそうで、あれは武村県知事が言わばやっているんで、あの滋賀県と言えども、そんな部局はどこにもないわけです。今おっしゃっているような質問の意味でのものは、むしろ対応する、例えば細谷さんがやっていた生活協同組合なんかのものすごく噛んでいったわけですから。ですからその辺り、ちょっと質疑が今噛み合っていないように私は思いました。</p>
野口委員長	<p>そういうことなんですけれどもね。ですが、これはたまたま今・・・。</p>
宇沢委員	<p>今の問題、やはりこの委員会の同意をもし得られれば、結論として、知事にそういう諏訪湖の総合対策を、何か知事の責任でやっていただきたいというようなことを付帯事項として付けるというのはいかがでしょうか。</p>
野口委員長	<p>分かりました。そういうご意見もあります。はい。</p>

<p>小市土木部長</p>	<p>もちろんこれは長野県として、知事の責任の元に諏訪湖を浄化しようと、こういふことで1期、2期、3期と。県として諏訪湖を浄化するといふことで、県としての計画を5か年計画ごとに進めてきておりました。今、言ったように事務局が生活環境部の公害課ですと。それはあくまで県として諏訪湖の浄化を図っていこうといふことで、諏訪湖に関しましては、こういふ計画を立てながら順次、今回4期でございますが、5か年計画ですべて進めてきていると、こういふ経過でございます。これはいわゆる関係するところは全庁的に取り組んで、もちろん市町村も含めて、こういふ計画を立ててやっているといふことでございます。</p>
<p>梶山委員</p>	<p>私は水質屋でもあるので、ちょっと一言申し上げたいんですが。こういふ閉鎖性水域に流れ込む汚泥といふのは、要するに2種類ありまして。ひとつは窒素・リン、特に富栄養化の窒素、リン等が流れ込んでそれが中で内部生産する。これがひとつのタイプですよね。それは皆さんよくご存知だと思いますが。もうひとつはいわゆる無機性の土砂に、それに近いもの。対策を見ると、確かに両方やられているわけですが。まず割合がどれくらいあるかといふ把握をされているのかどうか、それがひとつです。</p> <p>それから、要するに水質屋の立場で言うと、下の汚泥の厚さがそこから溶け出してくる、再び溶け出してくる富栄養化の塩類、窒素・リンに関して言えば、要するに厚さはあまり関係ない。まったく無関係ではありませんが、あまり関係ない。だから一般的に言うと完全に取り去るような浚渫でない限り、浚渫による水質浄化効果といふのは非常に小さいと、これはどこでも一般的に言われている話だと思います。</p> <p>それから、そういう意味で言うと、全体を見直す必要があるんじゃないかといふのが、その浚渫も含めて。19年度以降中止とありますが、場合によってはもっと早く計画全体を見直す必要があるんじゃないかといふことと、流域下水道計画がここで同時に動いているわけですよ。諏訪湖の場合もそうでしたけれども、要するに流域下水道計画では、供用開始までに大変時間がかかるのと、窒素・リンの除去といふのはどこの流域下水道も大変悪いと。それをやろうとするとさらにコストと時間がかかるといふことで、富栄養化対策としては、流域下水道よりも合併浄化槽、小規模分散型の下水道を先にやった方がいいといふことで。むしろそういう意味で言うと、全体を見直すとなると、流域下水道計画全体も見直しながらやらないと、あまり効果が上がらないのではないかと。</p>

	<p>それから、いわゆる非特定汚染源、通常ノンポイントソースといわれているものについては、やはり肥料の使用制限、これは実際にやっているところはあるわけですね。92年にできた水道水源2法がそれも含めて、流域での肥料制限も市町村ごとに考えていきなさいということの有識者懇談会を出して、それを法律化していったという経緯がありますから。先ほどからお話が出ているように、一般的に言えばプロジェクトチームを作って、しかも全体が総合計画できるような条例化も同時に図っていくと。それをやらないとたぶん、一向にやってもやってもあまり効果が上がらないというようなことが出てくるんじゃないかと思います。</p> <p>それから先ほど霞ヶ浦の例が出ましたけれども、あれは確かアサザですね。それから琵琶湖でもヨシによる浄水効果というのがずいぶん議論になりました。これは裁判にまでなったわけですが。結局、裁判所はよく理屈が分からないでそういう効果はないと否定してしまいました。実際にはアサザとかヨシの効果があるということも歴然としているわけで、もっと多面的、総合的な何かものを早く立ち上げないと、別にコスト削減だけが目的ではないというのはそのとおりですけれども。金ばかりかかって、一向に対策は進まないということになるんじゃないかというふうに思います。</p>
野口委員長	はい、ありがとうございました。はい、どうぞ。
田附下水道課長	<p>すみません、下水道につきましてちょっと説明をさせていただきます。今現在、諏訪湖流域下水道は、諏訪湖の中に放流をしております。放流量が1日、13万tでございます。おおよそでございます。それで今現在のいわゆる水処理でございますが、今現在は約80%が、高度処理対応がされております。残りの20%は、今年度中に全部高度処理ができるような池の改造が全部終了する予定になっておりまして。来年度の、たぶん4月早々はちょっと無理としても、年度早い時期に全部の池が、全部の水がいわゆる高度処理対応ができる手はずで今現在進んでおります。</p> <p>水質の方でございますけれども、放流の水質が、これが15年7月の放流水の水質でいきますと、BODが1.7、CODが6、SSが1.0でトータル窒素がちょっと高いんですが10ppmです。トータルリンが0.7ということで、これは今現在まだ20%が普通の処理水が入っているために、ちょっとまだ数字が悪いんですが。これが全部、高度処理の対応がされれば、まださらに水質は上回るということで考えております。</p> <p>実際に公害課の方の調査によりますと、やはりこの下水道のそ</p>

	<p>ういう高度処理も影響もかなりあると思うんですけども。ここ近年、だいぶ水質が、ひとところに比べまして改善されてきているという結果が出てきておりまして、それも新聞等でも全部報道されていますが。そういったことで、下水道の方も含めた対応が進んでいまして、先ほど言いました諏訪湖の下の沈殿していますヘドロの中から、そういうリンだとか有機質分が溶出して、逆にヘドロの中から溶出が出てくようになれば、より一層、水質浄化の方に効果があるということが当然考えられるわけでありまして。その辺、ちょうどここで高度処理が終わりまして、現在の諏訪湖の水質も改善されている方向にあるわけですから、多少ここで相当の経費もかかりますので、少し水質について様子を見てもいいんじゃないかという考え方もあるのではないかと思います。</p>
岡本委員	<p>おっしゃった高度処理というのはどういうことをやられているわけですか。</p>
田附下水道課長	<p>高度処理の場合は、特に放流水の中に含まれます窒素とリン・・・</p>
岡本委員	<p>それを抜くためにということ、それは分かっています。それをやるために、例えば沈殿池を設けてやっているんですか。それともどういう、つまり一般常識としまして、BODは抜けますけれども、今、BODは1.7とおっしゃったんですか、放流水が。そういうことはあり得ないです。1.7じゃなくて10.7じゃないですか、それは。下水道の処理水がBOD1のレベルで放流されるといった例は、私は知りません。あるいは、20・・・、ありますか、できますかここは。それではよっぽど、もともと入ってくる水が、相当な稀釈水があるということですね。そうでなくて・・・入ってくる水そのものが、ご存知のように家庭から出るのは2、300あるわけですね。そして、ご存知のように下水道の放流水の放出基準は20ですね。ですから20というのは、冬期はかなりBODが抜けないときも含めて、だから20になっているんで。夏場は温度が上がると10ぐらいには、どこの処理場も、終末処理場はやっています。しかし、それが一桁ということになるということこれはかなり、日本トップレベルの良質だと思いますので、ちょっとその点を確認したかったのと、それは事実ですからそれは結構ですが。</p> <p>ただ、問題はご存知のように、活性汚泥法ではNとPは抜けませんから、そのために高度処理という、第3次処理とかいう名前で呼ぶのをやるわけですが。これは、要するに2次処理にプラス何かをやっているという意味しかないなので、もう、例えば荒川で国土交通省がやっているみたいにただ河川敷にぶちまけて、も</p>

	<p>う一度通しているから高度処理だという言い方もあれば、特殊なところで例えば、わざわざもう1回N、Pを抜くためにとか、あるいはヨーロッパでやっているようにラグーンで非常に長時間かけて脱窒素・脱リンを図るといった場合と、いろいろとありますので、その点の確認をしているわけです。</p> <p>それからもうひとつ、梶山委員はかなりヘドロの処理はそれ程効果がないんじゃないかとおっしゃったんですけども、私はあらゆる手段でそれをおやりになるということは結構だし、特に、ヘドロを取ることでかなりの効果が上がった例もあるから、それでいいと思います。</p> <p>ついでに私の言いたいことだけ申し上げておくと、今、梶山委員おっしゃった、それから宇沢先生もおっしゃった中で、点汚染源と言いますが、特定汚染源はある程度公害規制もかけられるし、例えば浄化槽であろうと、合併浄化槽であろうと、下水道につながる、ちゃんと処理できるんですが、先ほどから問題になっている面汚染源、ノンポイントというか、非特定汚染源というのでうすかね。特に肥料の制限ということに関しては、滋賀県と言えどもこれは成功しておりませんから、これは将来とも大変な難問だろうと。ただ、幸いなことに琵琶湖流域の水田、農地の面積に比べると、ここは相対的にそれ程、農地面積がたぶん大きくないのかな。情報がよく分かりません、土地感がない、計算してみないと。だけど少なくとも肥料の抑制をどこかでやらなければいけないというのは事実です。事実ですが、それが少なくとも、例えば石垣島であるとか、各務原市で地下水の水道源がやられたために強力な規制をかけた、ある程度成功した例はありますけれども、ある意味で面的に肥料の抑制が精神運動ではなくて、実効の上がるものとしてやられた例というのはあまりありません。ただ、ついでに参考までに申し上げますと、ドイツなんかのように地下水を水道水源として使って、それが汚れたら地下水の場合は、河川と違ってもうほとんど永久にもう汚染が取り戻せませんので、非常に強力な肥料規制をかけて、その代わりこれにはちゃんと補償金を払っています。そしてそれはついでに申し上げますと、食糧過剰生産を避けるための策にもなるので、ある意味で喜んでやっている面がありますが、そういう諸外国の例はありますけれども、なかなか難しいということだけをご指摘しておきたいと思います。</p>
梶山委員	<p>浚渫が全然効果がないと、私は申し上げているのではなくて。あまり効果がないという意味で申し上げます。それからもうひとつは、下水道のデータについては、今かなり専門的・技術的</p>

	<p>な話になってしまいますので、またあとで別のところでデータを見せていただいてからと思っています。ここであまり議論してもと思っていますが。</p> <p>ただ、肥料については、今、岡本委員の方からお話がありました。水道水源保護という見地から条例規制をしている例は日本でもあるんですね。それは、まず農家ごとに届け出をさせて、一定の数量を越えるときには勧告して、そういう農家を公表して、場合によっては若干の行政処分までやりますよという、その程度のものはあります。それはそれなりに水道水源保護という大義名分があればできるということをやっているところはあります。</p>
野口委員長	何かお答えすることはありますか。
田附下水道課長	<p>それでは今ここですぐお答えできる分だけ、お答えいたします。すみません、ちょっと修正でございますけれども、先ほどの高度処理対応がちょっと私は勘違いしております、砂ろ過設備が16年度末になりまして、すみません、もう1年度先になりますのでよろしくをお願いします。</p> <p>今の水質の関係でございますが、流入水質がBODが140、CODが110、あとSSが120とかっていろいろ続きます。それで、今の高度処理の、池の改造でございますけれども、当然、A O A O方式で、一部水をバックしましてやる方式で今改造を進めております。ですからどうしても高度処理対応にいたしますと、処理能力が約2割、能力が下がります。最終的には、それによって窒素がかなり減ります。ですが、リンがどうしても除去率が低いものですから、いわゆる最終的にはバックを入れまして、急速ろ過で全水量をろ過しまして、放流するという形になります。今現在は80%が、対応が済んでいるということです。</p> <p>あと、琵琶湖等の場合もほとんど、あそこの下水道は全部高度処理をやっておりまして、それで対応しているということは、私も確認しております。そんなことでございますが。</p>
向山委員	<p>それでは提案ですけど、先ほど宇沢先生はじめ皆さんからも意見が出ましたけれども、これひとつのモデルにしていける非常にいいきっかけになるんじゃないかというふうに思います。諏訪湖の流入河川が30数本でしたか、ありましたが。釜口水門から今度は天竜川へ1本出て行きますし。その諏訪湖、天竜水系の浄化というのを総合的にひとつ取り組んでやっていけるような、全県的な何かひとつのタスクフォース的なものを、私どもの知事への提案という形でまとめていければという、そんな提言にしてはどうかと思っておりますので、お願いします。</p>

野口委員長

はい、また、明日それを具体的にしたいと思います。それでは時間もだいぶ迫ってまいりましたけれども。今の河川事業のところはかなりいろいろ、特に諏訪湖の浄化をめぐってありましたが、他にはよろしゅうございましょうか。

はい、それでは次のページのところで、あと4つ残っております。このところは一時休止及び3事業は中止ということでありまして。ここにつきまして、何かご説明を求めること、あるいはご質問、ご意見はありますか。よろしゅうございましょうか。

それでは一応全40事業につきまして、全般的なご質問、ご意見をいただきました。それで冒頭で申しましたように、またもう一度見直していただいて、明日の委員会で結論を得るということで。今いろいろ出たばかりですので、付帯決議あるいは提言的なことも含めて、明日に結論を持ち越したいと思います。それで、よろしゅうございませうでしょうか、そういうことで、この件につきましては。

それでこれはまだ配られていませんね、これはまだ。それで、実は先ほど8事業の再評価案につきまして、一応すべてを、いくつか議論もありましたけれども、結論としては中止という原案で進めると。ただしその中でいくつか論点がありましたので、それを意見書という形にまとめさせていただいて、同時に提案させていただきたいというふうに考えております。それで、これ明日おられない先生もおられますし、先ほど出していただいたので、これで十分かどうかちょっと私も今見ただけで、完全にこれを網羅しているかというのは判断つきかねる面もありますので、皆さんにお配りいただいて、用意できますか。それはまだ作っていませんか。そうしたら、一応それを見ていただいて、今これで意見書はこれでよろしいというところまでいかなくても、とりあえず今、先ほどのものをまとめていただきましたので、明日採択するというので、今日は取りあえずどんな形にまとまったということを見ていただいた方がいいかなと、明日いきなりよりも。だから、もしいただければ、はい、そういうことにしたいと思いますので。

それでは、今日実は、高橋彦芳委員と宇沢委員もでしたか、お2人だけでしたか、お帰りになって明日出られないというのは。高橋委員はよかったですかね。では明日の朝からというのは、宇沢委員は今日お帰りになるんですね。定足数問題をいうとちょっとややこしくなるんですけれども。明日増える人はいらっしやいましたか。

北沢技術管理室 長	明日は、井出委員さんと宮坂委員さんがお見えになります。
野口委員長	<p>そうすると、今の差し引きすると何人になりますか。8名ですか。定足数は7でしたかね。どうもいつも薄氷を踏むみたいですがけれども。せっかく結論段階のところでもた定足数が足りないという形にはしたくないものですから。そうすると若干入れ替わる場所もありますけれども、できるだけ明日、結論の方向にまとめていけるようにご協力をいただきたいと思います。もちろん、その結果まだ審議未了ということであれば、継続審議ということになりますけれども。そうしましたら、今日のまとめの、ダムに関するまとめの資料をお配りしますので、それを明日までにご検討いただきたいということで、とりあえず今日の案件はこれで終わらせていただきます。</p> <p>何か特にご発言、あるいは審議のあり方等について、何かご意見があればお願いいたします。よろしゅうございましょうか。それではちょっとお待ちください、今資料の配布の準備をさせていただいておりますので。</p> <p>なお、明日のスケジュールを、この間にちょっと、ご報告をお願いできますか。</p>
北沢技術管理室 長	<p>明日の予定をお願いしたいと思います。明日は、会場は県庁の3階の特別会議室、いつも会議していただいている会場でございます。時間は、9時から12時という予定をしております、各委員さんのご都合がありまして、12時で終わりというふうに聞いておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>出席される委員の方は、今、委員長さんの方からお話ありましたとおりでございます。</p>
野口委員長	<p>そういうことで、明日午前中いっぱい、一応予定しておりますけれども、今日かなり濃密なご議論をいただいて論点はほぼ出てきたと思いますので、あと取りまとめの方向でどういうことを盛り込んでいったらいいのか、その辺のことが中心になれば12時までかからないで済むかなというふうな、若干見通しを持っています。状況によってはもう1回、次回に持ち越しということもあるかもしれませんが、できるだけ、そうでない形の方がありがたいという気はいたします。</p> <p>明日またご報告しますけれども、ちょっと時間がありますので。とりあえず今みたいなスケジュールで明日一定の方向が出たとしても、先ほどからも議論がありましたように、全般を通じて、かなり提言としてまとめておいた方がいいだろうと、つまり各論で</p>

	<p>はなくて、公共事業のあり方全般に関する。これは昨年一度出ささせていただきましたけれども、それでは収まりきれないような内容も今回出てきているように思われます。</p> <p>そういうことと、それから皆さん方のご意見の中で、公共事業をいろいろ考える上で、少し地元の優良事例があるんだから、そこも1回勉強したらどうかと。ひょっとしたら、場合によっては外国旅行もというのもありましたけれども、そこまでは予算上も含めて、時間的にも無理だと思いますので。</p> <p>非常に外国にも負けないいい事例が、この委員でもあります高橋彦芳村長の栄村、これは全国的にそれこそ、あちこちから訪問に来られるというところでもあります。そういうところを我々も各自で、個別にご承知の方もあられるかもしれませんが。一度、委員会としてそこを、現地を訪ね、ご説明をいただいたり、少し現場も見せていただいて、住民本位の公共事業というのはどういうものなのかということをし勉強させていただくと。そういうことも含めて提言等の中に、もし盛り込めることがあれば盛り込むということで、もう1回予定、つまり今回のことがどこまでいくかということとは別に、もう一度予定を組ませていただいております。これは、日程調整は一応皆さん方にされたかと思うんですが、11月30日、日曜日でございます。それから月曜日。高橋村長にはいろいろとご迷惑をかけますけれども、一応のご了解はいただいておりますので、時間、集合場所その他は別途ご連絡いただくとして、30日、12月1日をぜひ時間の差し繰りをお願いしたいというふうに思います。</p>
北沢技術管理室長	そういうことでお願いいたします。
野口委員長	まだ、この他のスケジュールは未定ですけれども。おそらく、日曜日あそこに来るだけで朝というわけにはいかないと思うんですよね。向こうに来る時間が、日曜日の来る時間がおそらく午後の1時か何か、そういう時間帯でしょう。
北沢技術管理室長	予定では、いつもの現地調査の時間に県庁の方へお集まりいただいて、そこから移動したいと思っております。栄村へ着くのは午後になるかと、午後かお昼ごろになるかというふうに考えております。そこで一応、残り審議をさせていただいて、そのあと、村長さんからご講演をいただいて、その日は終わるということになりまして、翌日は、その実践をしているところを見学させていただくという予定になっております。
野口委員長	というのは、日曜日なものですから、職員の方に多数出ている

	<p>だくわけにいかないの、村長さんは委員でもありますからご説明いただくということで。翌日、平日の月曜日になりますが、そのときには職員の方も含めて現地のご案内なり、説明をいただくということで、一応午前中ぐらいでという予定を立てております。</p> <p>それでは、今申し上げました今日の事業等に関する最終的な意見と共通する意見書を取り急ぎ取りまとめていただきました。まだこれでいいかどうかという問題がありますが、一応、意見書と書いた裏のページの個別事業の意見ということにつきましては先ほどご議論いただき、一部凍結と言うご議論もありましたが、そういう言葉もないし中止ということで梶山委員には御了解いただいて、1～8までは原案により事業を中止されたいということで統一させていただきたいと思います。問題は表の方の意見書でございます。4項目がありますが、今見られた範囲内で落ちている項目がないかみて頂きたいと思いますが、宇沢委員はあすはご出席いただけないということで、カバーできない点等お気づきの点がありましたらお願いします。</p>
宇沢委員	短い時間でよく官僚的にまとめられたかと思います。
野口委員長	<p>お褒めの言葉をいただいたかと思いました。十分、宇沢先生流のコメントがありましたけれども。最後はまた我々の方でもし何か文言上、あまり庶民的言い方ではなくて、テクニカルターム的だとすれば、その辺はちょっと直させていただきたいということで。そうすると、あとの方はおられますので今日でもまたお目通しをいただいて、特にお気づきの点があれば、項目の追加、それから今ありました文言等の平易な書き方、分かりやすい書き方も含めて、具体的にご提案いただきたいというふうに思います。</p> <p>それではよろしゅうございますか。はい。うまい具合の時間になりました。今日は朝早くから夕方5時までみっちり重要案件をご議論いただき、そしてまた問題点等も出していただき、まとめの方向にかなり近づいてきたかなという感触を持っております。そういうことで、ぜひ明日もう一度、今までの議論を踏まえて、できたらこういった文書があるいは最終的な答申等については、またこの間に何らかの形で皆さん方と意見をやり取りしながらということも、最終的な段階にはあり得るかもしれませんが、そういうことで運ばせていただきたいと思います。本日はどうもご苦労さまでした。</p>
進行	それでは本日の委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。